東京都公文書館
調査研究年報<WEB 版>

第　10　号

目　次

「明治七年三宅島噴火災」関係史料の形成過程
髙木　謙一・・・・・1

【アーカイブ　講座報告】
公益財団法人特別区協議会・東京都公文書館共催セミナー
「アンケート分析に見る都内自治体における公文書管理の実態」
瀧澤　明日香・・・・・17

東京都公文書館の施設移転と資料保存の取り組み
―学校活用から新館まで
中元　直子・・・・・29

【活動報告】
令和５年度東京都公文書館夏企画展
「旗本のライフスタイル　～家と仕事と私」
安部　玄将・・・・・41

【活動報告】
令和５年度東京都公文書館秋企画展
「東京府文書にみる多摩と東京―多摩地域東京府移管 130 年―」
佐藤　佳子・・・・・46

【新収蔵資料紹介】
東京都公文書館所蔵 東龍太郎関係資料の概要
太田　亮吾・・・・・52

2024 年（令和６年）３月
東京都公文書館

「明治七年三宅島噴火災」関係史料の形成過程

東京都公文書館　史料編さん担当
髙木　謙一

はじめに

東京都公文書館では、『東京都公文書館資料叢書』第１巻として「明治初年の伊豆諸島」を令和６年（2024）３月に刊行した。本書に収録した史料群は、当館所蔵の江戸明治期史料で、その性格は大きく二つに分けられる。まず明治初期、島々を管轄していた県・府の官員が伊豆諸島に渡海し、島々を巡って調査を実施した記録であり、もう一つは当時の明治政府による指針やその後の巡島調査にともない、島内の村々が戸口や産業・風俗などを記録した大概帳の写し、いわゆる明細帳である。

本稿は、これらの史料の一部を紹介しつつ、若干の考察を加えたものである。

１　明治初期行政区画の変遷

慶応４年（1868）４月 14 日､伊豆諸島を管轄していた旧幕府代官の江川太郎左衛門（英武）は、旧領地である武蔵・相模・伊豆および伊豆諸島の統治を許され、翌明治２年（1869）７月 19 日に韮山県権知事に任じられた。この時、英武は 16 歳であり、先代の英龍（坦庵）の配下であった柏木忠俊が大参事として補佐した。

明治４年７月､太政官は産物会所を廃し、従来の物産の仕法を解く旨を布達した。これは、これまで助成金を島々の窮民救助として下付してきたが、生業を怠る流弊があったことを問題視し、輸出する物産を問屋に限らずに売り捌くことで、産業の気勢が得られることを目論んだのであった。同年 11 月 14 日、韮山県は足柄県へ編入され、伊豆諸島も同様に引き継がれた。県知事には先の柏木が就任し、のちに権令、県令となった。さらに、輸出の物産も足柄県の取り扱いとなる。同９年４月 18 日、足柄県の解体により、伊豆国および伊豆諸島は静岡県に移管され、島々事務扱所は旧足柄県の事務所を借用し、内務省に稟議の上、主務の者が出張するという形となった。

そして、明治 11 年１月 11 日の太政官布告をもって、伊豆諸島は東京府へ移管されることとなった。事務引き継ぎにあたり、伊豆諸島の警察事務、難破船及び漂流物・遺失物の取り扱い等は内務省警視局に引き渡すことが通知された。また、静岡県知事大迫貞清は、東京府知事楠本正隆に「事務引渡之条件演説書」を提出し､伊豆諸島の現況や諸政策の方針を説き、楠本は２月６日付で内務卿大久保利通に事務完了を報告した。

この際､「七島戸籍帳」や「各島絵図」など合計 310 冊・15 枚・４括・３袋・１巻が東京

府庶務課に移管された。当館が所蔵する江戸明治期史料のうち、伊豆諸島に関連する文書は概ねこの段階で引き継いだものと推測される。

２　足柄県官員の巡島と三宅島の噴火

さて、明治７年（1874）６月２日、足利県令柏木忠俊は同権大属の石原重庸に巡島調査を命じ、翌日には権少属の開田邦光にも同様に発令した。この調査の概要については、「伊豆各島巡回日誌」[1]や「伊豆諸島風土略」[2]などに記録されている。

調査の目的は、①三宅島の養蚕、波浮港（はぶみなと）の開墾など、②各島区長・戸長を人選し黜陟（ちゅっちょく）すること、③漁業・製塩の利を興し、山野を開拓して茶・桑・楮等を栽培、鉱物を捜索すること、④御蔵島を除いて島々には野生の牛が生息しており、大島には旧幕府より放たれた羊がいるという伝承もあるので、牛・羊・牧畜勧業の目途を立てること、⑤小学校設置には御委託金を下附する主意を諭し、日常使用する読み書きなどを習得できるよう島民の学校を設置すること、以上であった。

石原らが、三宅島を訪れたのは明治７年11月７日から20日までのことで、調査の概要については「静岡県官員巡島記」[3]に記される。特に同年７月３日には、神着村の支郷字東郷において噴火災による被害が発生していたため、当時の見聞記だけでなく、地震史「三宅島噴火記」も収録されている。この明治７年の噴火に関する記録を中心に、当時の被害状況や島民の動向について考察することが本稿の目的である。

三宅島における噴火の歴史については、近い順から『平成12年（2000）三宅島噴火災害誌』[4]、『記録　昭和58年三宅島噴火災害』[5]、『昭和37年三宅島噴火災害誌』[6]、『昭和十五年三宅島噴火記録』[7]といった、当時の状況が克明に記録された刊行物が編纂されており、その被害状況や対応策、住民の見聞記など多くの情報が得られる。

三宅島火山の特徴については、先の昭和58年の刊行物に収録された吉留道哉・金沢茂夫[8]両氏の記事を引用しておきたい。それによれば、「三宅島は東京の南約180kmに位置する火山島で、伊豆七島の中では伊豆大島と並んで活動的な火山としてよく知られる。直径８kmのほぼ円形状で、面積は約55㎢の玄武岩～安山岩（二酸化ケイ素50～56％）の溶岩流と火山砕屑物よりなる複式成層火山である。」とあり、また噴火の特徴は、「山頂を中心として放射状に走る多数の地殻構造線上の弱線に沿って割れ目噴火を起こし、溶岩流出を伴いやすいことである。（中略）海岸地域では激しいマグマ水蒸気爆発が起こりやすい。」と記されている。

本稿で主に取り扱う明治７年の噴火災に関する史料は、『伊豆諸島東京移管百年史』[9]や『三宅島史』[10]などに掲載されているが、先のようなやや近い時期に発生した噴火に比べて当然のことながら情報量は少ない。それどころか、複数の書き手により筆写されてきた記録が、様々な刊行物に収録されており、どの記録を底本としたのかがわかりにくくもなっている。

この点については、「静岡県引継伊豆諸島書類」[11]に理由が記されている。明治８年６月に被災地の反別調書が作成され、内務省内に置かれた旧足柄県島々事務所へ提出された。しかし、同年７月に事務所が延焼し、調書が焼失してしまったため、翌９年10月に減免願いが再度提出されることになり、受理されたのは11月１日であった。したがって、被災関係の書類が受理されるまでに少し期間があいているのは、この事務所の火災により一部の書類が焼失していることを念頭に置く必要がある。

次節では、明治７年の噴火災による被害状況を当時の記録から明らかしていきたい。

３　明治７年の噴火災と被害状況

まず、先に提示した「三宅島噴火記」を参考に、江戸時代に発生した噴火災の事例を示したのが〈表１〉である。

〈表１〉

年代	周期	概要
寛永20年（1643）２月12日	文禄４年より 49年目	阿古村民家不残焼失、坪田村ハ風下ニテ火石降埋ス
正徳元年（1711）12月28日	寛永20年より 69年目	阿古村・坪田村火戸響強ク人民不残遁去リ
文化８年（1811）正月３日	正徳元年より 80（101）年目	伊豆村字二反原山上ヨリ磯辺迄二筋ニ割レ
天保６年（1835）９月21日	文化８年より 64（25）年目	阿古・伊谷両村ノ間伊谷村地内字長根ト申畑ノ方へ噴出シ

※周期は文書記載のとおりで、括弧内が正確な期間である。

〈表１〉の４例は、江戸時代に発生した噴火災の中でも、発生源や被害の概要などがわかるような記事が残っているものである。実際には上記以外にも噴火は発生しており、その他については『伊豆諸島東京移管百年史』などを参照されたい。先の吉留・金沢両氏の記事のとおり、江戸時代の噴火災は「割れ目噴火を起こし、溶岩流出を伴いやすい」という特徴が見受けられる。

〈図１〉三宅島溶岩流及び噴石丘分布図[12]

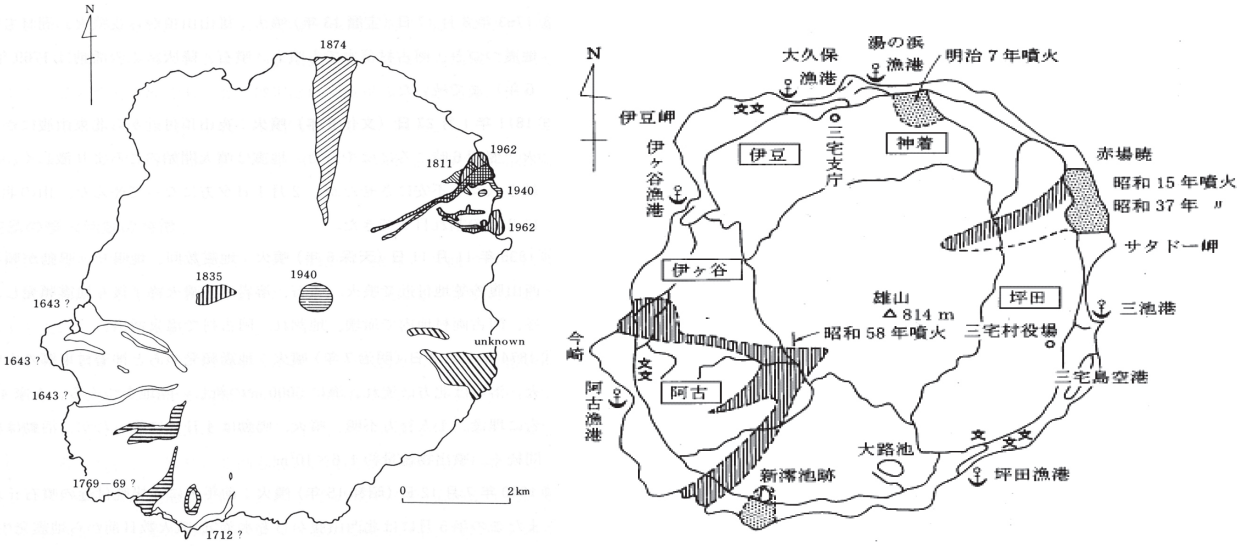

ここで、被災地をわかりやすく図示されたものを引用しておきたい〈図１〉。〈表１〉および〈図１〉でもわかるように、明治７年の噴火災と江戸時代に発生したものとの相違点は、溶岩流が北方に流れ、旧神着村周辺に大きな被害が見られた点である。

また、吉留・金沢両氏によると、明治７年の噴火災の特徴は、「地震頻発のあと神着村東

郷の山中で噴火。溶岩は北方に流れ、海に 5000 ㎡の新しい陸地をつくる。人家 45 が溶岩に埋没。１人行方不明。噴火、鳴動は４日後に終ったが、活動は約２週間続く。噴出物総量約 1.6 × 10^{7} ㎥。」と記されている。この実態については、次節で詳しく検討していきたい。

〈図２〉三宅島之図　伊豆七島ノ六　656 － 09 － 02 － 06 －②（ZE － 011）

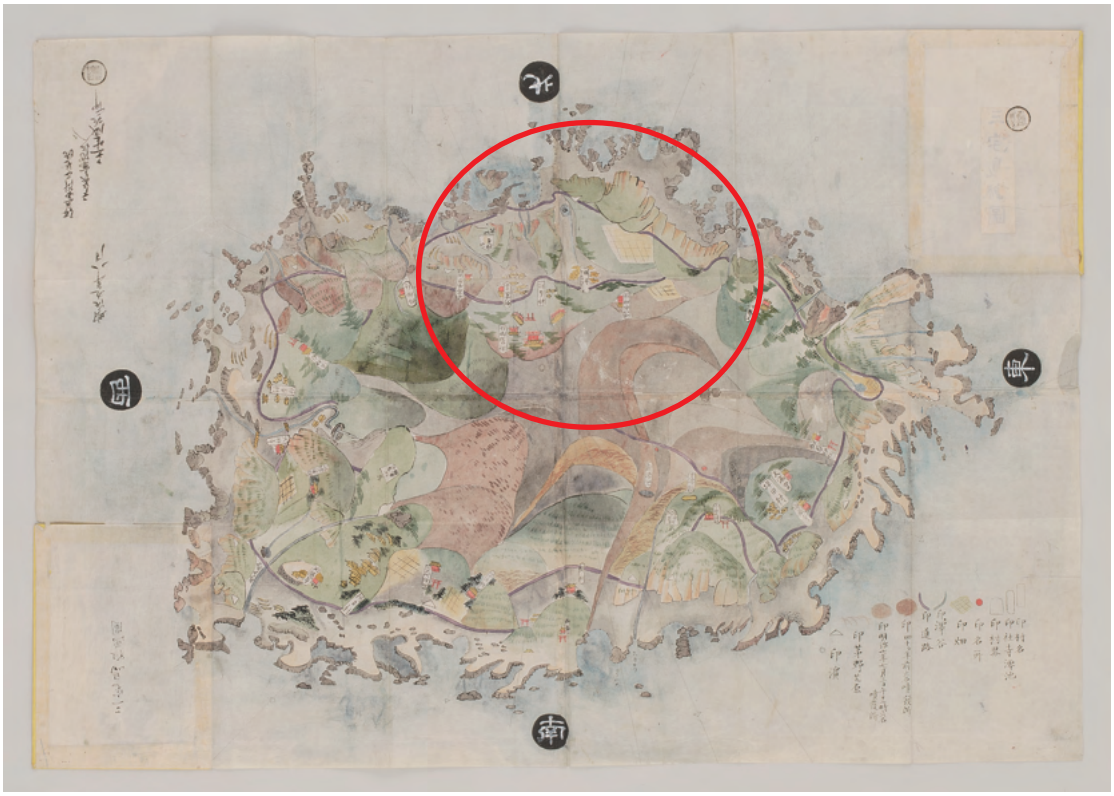

明治９年８月に三宅島戸長兼地役人である壬生成次郎によって提出された「三宅島之図伊豆七島ノ六」〈**図２**〉によれば、神着村を含む被災箇所の範囲は丸で囲んだ辺りと推測される。なお、本図右下に記されている凡例には「四十ヶ年前（天保６年）七月火石噴発所」・「明治七年七月三日午十二時火石噴発所」という記載がみられ、雄山から北へ「湯船神社」・「カミツキムラノ内東郷」に向かって彩色された部分と、南側にも少し彩色された部分がみられるが、やや判別しにくいところがある。

次に、当時の神着村における耕地や貢租について、明治８年の「三宅島大概」[13] を用いて確認しておきたい〈**表２**〉。

〈表２〉

本　途	25 町	8 反	5 畝	27 畝	5 貫	827 文	
天明六午年見取畑	5 町	3 反			1 貫	166 文	
天明七年見取畑			2 畝	18 畝		4 文	7 分
御年貢増永之分					1 貫	292 文	9 分
塩絹葛茅莚椿油鰹節船運上					3 貫	250 文	3 分
帆別永					1 貫	50 文	
合　計	31 町	1 反	8 畝	15 歩	12 貫	590 文	9 分

三宅島の村々には、本途物成とは別に天明６・７年（1786・87）に開発された見取畑が存在し、また別に運上金と帆別永などが賦課されていた。基本的に稲作には不向きな地質であったため、畑作を中心に粟・芋などを作付けし、余業としては鰹漁をおこなって鰹節を生産し、薪や竹を伐り出しては江戸へ積み出していた。なお、この史料中では被災にともなう減免などの記述はみられない。

被災状況については「静岡県引継伊豆七島書類」[14]のうち、①「神着村噴火罹災反別一人別帳」や②「伊豆国附三宅島神着村荒地起返年季之儀ニ付上申」などから考察していきたい。

まず、①「神着村噴火罹災反別一人別帳」は、明治９年９月に作成されたもので、神着村の被災者（名請人）68 名・被災場所 122 筆を調査し、損耗反別とその割合、貢租金について算出したものである〈表３〉。それをもとに作成した、〈図３〉で示されるように、粟畑 41.1%、麦畑 30%、屋敷地 43.5%が被災しており、村民の生活が困難に陥っていたことがわかる。

〈表３〉

粟畑	反　別	13 町		３畝	18 歩
	損　耗	５町	３反	５畝	12 歩
	貢租金 （１反に付５銭５厘）		26 銭	３厘	
麦畑	反　別	11 町	７反	２畝	12 歩
	損　耗	３町	３反	６畝	28 歩
	貢租金 （１反に付３銭）	１円	１銭	１厘	
屋敷	反　別	１町		９畝	27 畝
	損　耗		４反	７畝	24 歩
	貢租金 （１反に付２銭３厘）	１円	23 銭	１厘	

※麦畑の損耗反別は３町２反８畝 19 歩の誤りであるが、貢租金は表内の数値で積算されている。

〈図3〉

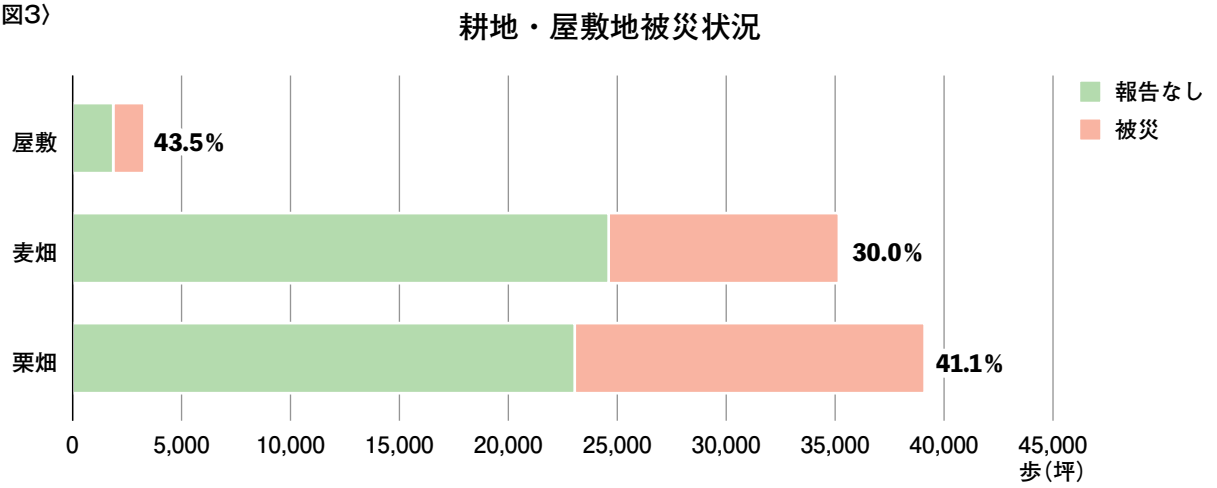

同史料には掛紙が付属しており、それによると、島の畑方は「普通之畑与違ひ該島之義者一毛作之土地柄」であることが原因として述べられている。これについては、先の「三宅島大概」の記述にも触れておきたい。その一部を要約すると、畑地には榛の木を植えて９、10 年目に伐採し、榛の木の葉を焼いた後、粟を蒔いて一度収穫し、木や竹の根を堀り取り、麦や芋を作付けたという。こうした過程を経て、地味が良くなると米作をおこなったようだが、旱損が生じた際には薩摩芋・稗を作付けていた。場所によっては粟一作にして土壌を荒し、あるいは翌年の芋作までに荒らして、再度榛の木を植える場合もあった。以上の説明からも、本土の「普通之畑」と比べ、作付するまでに 10 年程度の手間は覚悟しなければならない土地柄であったことがうかがえるのである。

さて、減免に関する願書は「静岡県官員巡島記」[15] にみることができる。この文書の表紙には、「明治七年三宅島伊谷村役場原本」の記載がみられることから、同村が保管していたものを東京府庶務課が筆写したと考えられる。次の【史料１】は、明治７年 11 月に戸長兼地役人壬生咸二郎らによって、開墾するまで一定期間の免税を願い出た文書である。

【史料１】

噴火ニ付開発中鍬下年期之儀ニ付願書

伊豆国附三宅島神着村

一、畑反別三拾壱町一反八畝（拾脱ヵ）五歩

右者本年七月三日噴火ニ付当村地内書面畑地之内凡八分通岩石変地又者焼砂降埋、深浅ハ御坐候得共凡亡所同様之荒所ト相成、一同途方ニ暮悲歎罷在候、依而者荒所之厚薄ニ応シ、鍬下年限ヲ以免税奉願開墾仕度見込ニ御坐候得共、手広之場所ニ而未見込も立兼候ニ付、追而精細取調之上奉歎願候、右情実御諒察被成下候様仕度、此段前以奉歎願候也

明治七年甲戌十一月

（差出人・宛名略）

この願書は、同年 12 月 21 日の議決をもって受理された[16]。その対応としては、明治７年分の地租金は既に旧足柄県において納め済みとなっていたため、この分を７・８両年に分割して上納とみなすことが通知された。すなわち、地租金 30 円 27 銭８厘のうち金 27 円 77 銭３厘を７年分とし、残り２円 50 銭５厘を８年分の地租としたのである。

続いて、②「伊豆国附三宅島神着村荒地起返年季之儀ニ付上申」をみると、畑・屋敷地が何による被害を受けたのか、二種類に分けて記されており、〈図４〉のように示される。その内訳は、一つ目が「岩石成」で、二つ目が「焼砂成」であった。

〈図4〉

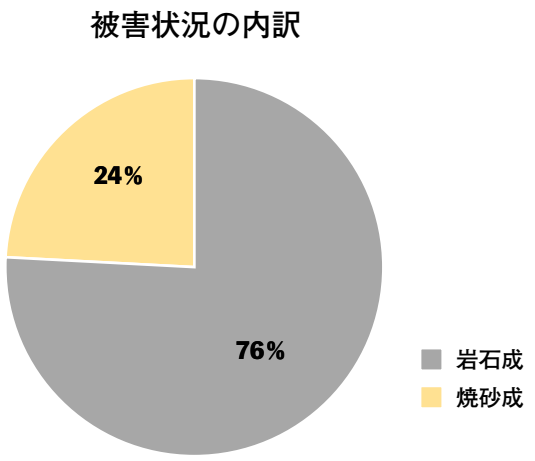

前者は、溶岩・溶岩流そのものによる被害、もしくは耕地を覆ったマグマが固まったり（火成岩）、堆積したものが固まったりする（堆積岩）

岩石化によるものである。後者は、火山灰が耕地に降り積もる被害を指していると考えられる。〈図４〉のように、「岩石成」の割合が多く占めているのは、村が噴火口から近い距離にあったため溶岩・溶岩流による被害の方が多かったのではないかと推察される。しかし、火山灰による被害は一定期間継続して発生した可能性もあり、後日になってから影響が生じたこともうかがえよう。

明治10年３月、戸長兼地役人の壬生と神着村副戸長の井上正義により、岩石成による被害は当年から明治15年までの９年間、焼砂成による被害は同13年までの７年間の免税を上申した。さらに５月17日になり、静岡県令の大迫貞清は大蔵大輔松方正義に、太政官203号事務章程下款第16条により年季中の免税を上申し、おそらく認可されたものと思われる。

なお、今回の明治政府による救済措置は、江戸時代における「御救」とさほど大きな違いはないと推察されるが、比較検討するに至らなかったので今後の課題としたい[17]。

４　巡島記録にみる島民の動向

先にも提示した「三宅島噴火記」[18]は、噴火が発生してから島内でどのような現象が起き、それに対し島民がどのような行動をとったのか、記されている。次の【史料２】では、その概要を下線部①～⑩で順に確認していきたい。

①明治７年７月３日正午、山の上から地殻運動が発生しその響きは迅雷のようであった。②即時に雄山の半腹辺りから５尺程（約151.5㎝）の大小石が噴出し空中に飛来した。③東郷の村民は本村に逃れ、さらに伊豆村にも退去した。農事中の者は本村または坪田村に逃れた。④近辺で炭焼業に従事していた10人程の生死が不明である。⑤東郷30軒程が磧礫に埋没した。⑥阿古村ではわずかな地震とみえ、午後３時の文書で報された。⑦翌４日、坪田村の方へ焼け広がる。⑧副戸長青沼元右衛門・前田道雄の書翰には去る２日夜に当島の絶頂にて炎火が見え、三日夜に強大となったとある。⑨７日午前10時より雨が降り、一同安喜し穏やかになる。８日鎮静し数か所煙発は見えたが未だ安心できず。10日益々鎮静し安寧となった。⑩15日、戸長兼地役人始副戸長・社祠其外組頭らで被害地の調査をおこなった。

【史料２】

三宅島噴火記

（前略）

又記

天保七年ヨリ四十年目

一①明治七年歳次甲戌七月三日曇天旧暦相当五月五日正午十二時、三宅島山上山鳴震動ヲ起シ、其響迅雷ノ如シ、②即時雄山西北ノ半服（腹）辺ヨリ五尺有余ノ大小火石噴発、空中ニ飛揚シ焔々天ヲ焦シテ日光リナク、③神着支村東郷ノ民、老ヲ扶病婦小幼ヲ負ヒ転々本村ニ遁レ、未本村ニモ難留一同伊豆村ニ退去ス、農業ノ人民ハ鍬鎌ヲ拾ヒ本村又ハ坪田村ノ方へ遁去ル、其声吼牛ノ如シ、④又噴火近辺ニ炭焼業ノモノ十人余迚モ存命覚束ナク覚悟候得共、成ル可ク丈遁見ント本村又ハ坪田村ノ方へ走ル、心走レトモ足不進、漸クニシテ午後六時坪田村ニ着ク、不側（測）ナルカナ大小火石天ヨリ落ルニ撃ルヽコト無ク、⑤終ニ東郷三十軒余磧礫ニ湮没ス、寔ニ顰慜畏慄之至也、夜ハ火焔煌々トシテ天ニ暉キ月ノ昇ルヲ不見、砂石粲然トシテ数フルニ至、人気茫々トシテ酔ルカ如ク痴ナルカ如シ、

⑥此条阿古村ニテハ纔ノ地震ト存シ、午後三時文通ニ而知ルト言、⑦翌四日同様坪田村ノ方ヘ焼曠ル、五日少シク鎮リ、然レトモ山上ノ炎発ハ同所一時間々ニ大銃ノ如鳴響ス、⑧六日新島漁船着、副戸長青沼元右衛門・前田道雄両公ヨリノ書翰ニ、去ル二日夜当島絶頂ニ炎火相見ヘ、三日夜弥強大ニ相見候ニ付、何事之変事有之哉ノ旨尋来ル、諺ニ言灯台元（ママ）暗ノ訳ニテ、当岐（嶋）ニテハ二日夜ノ儀存シ候モノ無之上、御蔵島漁舟来ル、同所ニテハ不存由也、当日ヨリ今日迄南東ノ風、⑨七日北風晴、前十時ヨリ雨、一同安喜ス、穏也、八日同風弥々鎮静、数ケ所煙発ハ同断、然レトモ未タ安心ナラス、九日西風、十日雨、益鎮静安寧也、⑩十五日南風晴、場所見分戸長兼地役人始副戸長・社祠其外組頭行見ルニ、縦横三四十町一撮ノ土砂ナク、一円広漠ノ磧礫トナリ、海面ハ岸ヨリ縦四五町横十四町許リ陸地ト斉ク一円ノ磧礫トナル、是海底ヨリ沸騰セシモノト見ユ、耕地山林青葉無之、中ニ一畝計リ点々草木依然タルアリ、是奇中ノ奇也、焦石ニテ耕地林叢ヲ埋ム、平地ハ山又山凹凸変換ス、亦数十町坪田村ノ部内ニ及フ、埋ル所浅深差アリ、鳴時是地中越歴ノ所為トハ申ナカラ真ニ恐ルベキノ地妖也、茲ニ流囚越後国頸城郡花ケ崎村ノ産伝右衛門ナルモノ噴火近辺ニ炭焼罷有、遂捜査ト雖モ行衛相知レス、此ノ一人ノ外幸ニシテ無恙

八月六日南風、罹災絵図面用ニ付海中ヨリ見極メノ為副戸長長谷川佐次右衛門並ニ石井久三、若林三省舟行ス、石炭ノ気硫黄ノ気アリ、其臭鼻ヲ突、岸ヨリ洋中ヘ五六町海水湯ノ如、磯辺ハ更ニ烈シクシテ手ヲ入ニ難シ、臭風頬ヲ焦スカ如シ、当日ヨリ三十五日ニ至ルニ如是荒増記ル者也

（中略）

明治七甲戌季十一月、伊豆国附三宅島神着村支郷字東郷噴火変地之境ニ臨聞見スル処之略

島吏言、本年七月初三正午十二時、頓ニ山鳴震動ヲ起シ、即時雄山島中第一ノ高山ノ西北半腹ノ辺ヨリ起リ、東郷居村及ヒ耕地山林海中ニ至迄地火炎ヲ噴キ、砂石空中ニ飛揚シ焔々天ヲ焦シテ日光ナク、轟々地震テ嶋飛ハント欲ス、東郷ノ民老ヲ扶ケ幼ヲ負ヒ転辰本郷ニ遁レ来ル、流囚伝右衛門一人ノ外幸ニシテ恙ナシ、蓋シ其災（炎）山上ヨリ順次山脚ニ及フニ因ルト云、後十五日ヲ亘リ漸ニシテ稍収ル、戦栗之テ其所ヲ見ル、一円広漠ノ磧礫トナル、現ニ此ノ如シト云、噴火鳴動ハ四日ヲ過テ止ムト云、今日撃（目脱ヵ）スル所曽テ聞ク処ニ異ナリ、真ニ驚ク可ク恐ル可キノ地妖ナリ、其磧礫界トナル縦横凡三四十町一撮ノ土砂ナク、岩石地上ニ峙ツ者一丈乃至二丈、其塊ノ形タル怒濤ノ岸ヲ噛ム如キモノアリ、或ハ剣戟ヲ立ル如キモノアリ、種々ニシテ形容ス可ラス、其ノ塊ノ性タル石質ニシテ堅緻ナラス、鎔鉄滓ノ如ニシテ石炭ノ気硫黄ノ気アリ、其臭鼻ヲ突キ各所烟ヲ吐ク、按スルニ炭硫ノ気土中ニ伏シ終ニ沸騰シ、炎気散ルニ随ヒ凝結塊ヲ為スモノト見ユ、其海面ハ岸ヨリ縦四五町横十四五町許リ、陸地ト斉ク一円ノ磧礫トナル、是底ヨリ沸騰セシモノト見ユ、且陸地磧礫中方丈若クハ一畝許リ点々草木依然タルアリ、是奇中ノ奇ナリ、其飛揚スル処ノ砕屑東ニ降リ、耕地林叢ヲ埋ム、亦数十町隣村坪田ノ部内ニ及フ、深浅差アリ、其埋ル所ハ数年ノ後開墾ノ功モ成スヘケレトモ、其磧礫ハ永ク無用ノ地タルヘシ、嗚呼東郷ノ民何ノ罪カアル、惨然襟寒シ

余輩奉命巡豆之諸島、其所急者在検当島罹噴火災也、因聊記所其見聞以

一与島吏壬生子宜蔵以為後証
明治七甲戌年十一月十日誌於三宅島
足柄県権大属石原重庸朱印
足柄県権少属開田邦光朱印

続いて、噴火が発生してから13日後の被害状況も記されている。以下、概要を述べていく。縦横３,40町（約0.3～0.4㎢）一握の土砂なく一円広漠の磧礫となっていた。海面は岸から縦４，５町・横14町（56～70町、約0.56～0.69㎢）の陸地となり、一円磧礫となった。海底には沸騰している様相が見え、耕地・山林には青葉が無く１畝程（約99㎡）点々と草木のみ残った。これは奇中の奇である。焦石により耕地・林叢を埋められ、原地は山又山のでこぼこになった。また、数10町先の坪田村の部内にも被害が及び、埋まった所浅深に差が生じた。流人である越後国頸城郡花ケ崎村（高田藩領）の伝右衛門なる者が噴火近辺で炭焼きをおこなっており、行方不明となった。

また、８月６日には以下のように記される。罹災絵図を作製するため副戸長長谷川佐次右衛門・石井久三・若林三省が船で現地へと赴いた。周囲は石炭・硫黄の気があり、その臭いは鼻を突くものであった。岸より洋中へ５，６町の海水は湯のようで、磯辺はさらに烈しく手を入れ難いくらいであった。その臭いや風は頬を焦すようである。この記事は発生から１か月以上経過した後のものであるが、依然として噴火災の疵痕は深く刻まれていたことがわかる。

『昭和十五年三宅島噴火記録』[19]に掲載されたほぼ同じ内容の別史料によれば、文末に「筆記者　若林三省　六十二翁」と見える。この史料の「註」によれば、若林三省とはどのような人物であるか疑問だが、一説に壬生家の前当主である壬生咸次郎翁の仮名ではないかという推測が立てられている。

また、「静岡県引継伊豆七島書類」[20]や「明治八年静岡県引継伊豆諸島風土略」[21]には、明治８年２月足柄県令柏木忠俊に提出した石原ら上申書の中に、若林三省の名前が確認できる。いずれも「学業の件」という項目で、村童に読書・習字・算術等を教授していた村の教育者として知られるが、壬生咸次郎翁の仮名であるかは定かではない。

【史料２】の「中略」以降には、足柄県権大属の石原重庸らによる文面も確認できる。その内容は、文言の表現にいくつか修正を加えているだけで、「島吏言」とあるようにほぼそのままの形で上申していたことがわかる。このように、公文書に収録された噴火記録は、あくまで巡島記録の一部として、被害状況の概要を報告する目的に終始していたことがうかがえる。

５　民間所在史料にみる災害情報の変容

次の【史料３～６】は、当館所蔵史料ではなく、『昭和十五年三宅島噴火記録』[22]のうち、「七、附録」「二、三宅島噴火記録集」に掲載されたものである。先の公文書に収録された見聞記と諸家など民間に伝わる記録ではどのような違いがあるだろうか。

まず、「三宅島祥異記」をみていきたい。「註」によれば、本史料の出所は旧三宅島島役所または代々地役人を務める壬生家の所蔵本かと推測されているが、原本はすでに散逸し現存していないようである。また、【史料３―①】にあるように「伊豆巡視日録」を引用してい

る点、または各記録を通じて古来の用語は甚だ少なく、「火坑」などの字を用いている点から、明治中期に編纂されたものではないかという推測が立てられている。

本文は、三宅島神着村浅沼竹次郎翁が筆写したものを、地震学者大森房吉による「三宅島噴火記事」[23]と対照して訂正・増補したという。なお、大森博士の記事は三宅島地役人壬生咸次郎より謄写したとある。

【史料３】三宅島祥異記

（前略）

明治七年七月三日神着村東郷ノ山中深サ三十余仞ノ池沢（大穴）ヨリ噴火シ焼石ヲ降ラス、①伊豆島巡視日録ニ曰ク、明治七年七月三日暁カタヨリ地シバシバ震動シテ天気蒸スガ如ク焼クガ如ク人皆暑サニ堪エカヌル程ナルニゾ、是タヾ事アル可カラズトテ安キ心モナカリケルガ、正午頃ニ至リテ地底俄カニナリヒヾキ百雷ノ一時ニ轟クガ如シ、スワト云程モアラセズ南ノ方雄山ノアタリ火ヲ噴キ出シ、白キ煙漲リ上リテ天ヲ衝キ忽ニシテ広ガリテ空ヲ蔽ヒ、下ヨリ火焔迸リ出デ、千筋ノ電(雷カ)火リハタメク如ク、数丈ノ大石ヲモ高ク飛シテ半空ニ騰ラシメ、或ハ低ク火漿ヲ沸キタギラシ、②一斉ニ北方海ニ向テ押流シ、四十五軒ノ人家ハ云モ更ナリ、鬱蒼タル林木モ離々タル禾田モ見ル見ル焼キ爛ラシ、丘ト思ヒシハイズクニカ砕ケ去リ谷ト思ヒシハ埋レテ焼ケ山トナリ、其後数十日ニシテヤウヤウ勢ヲ減ジ、次第ニウスラギタリト云フ、此日村ノ炭焼ク男、噴火坑ノホトリニアリシガイカガナリケルニヤ終リヲ知ラズ、其余ノ村人ハ皆伊豆・伊谷ノ方へ遁レタレバ人命ニ恙ナカリシハセメテモノ幸ナガラ、纔ニ命ヲ全フセシノミニテ貨物ハ云フニ及ズ、衣服ト云ヒ什器ト云ヒ何一ツ取出ス可キ暇ナケレバ、其日ヨリ赤貧洗フガ如クニ至レリトゾ、今其ノアトヲ見ルニ其時ニ焼カレタル樹木ノナホ残リテ、雨露ニサラサレ白骨ノ如ク横ハル者累々娑々トシテ数ヲ知ラズ、残酷惨澹ナルサマ人ヲシテ肝胆寒カラシム、マシテ現時ノ状況ハ聞クモアハレニ又オソロシク今更筆ニモ及ビ難シ、③噴火坑ハ二十町余上ニシテモト池ナリシヨリ、深サ三十尋許アリト云ヘド、今尚イササカ余煙アレバ諦視スルコト能ハズ云々、サルニテモカヽル大災ニカヽリシコトナレバ、其前兆ハナカリシカト問ヘバ、島人モ思ヒ設ケヌコトナレバ、誰トテ予メ意ヲ注グ者モナカリシガ、④今ニシテ思ヘバ其年ハ葉木ノ発芽例年ヨリモ早ク、又桃ナンドノ花モ早ク開キテ、殊ニ花数極メテ多ク、常ニ異ナルサマナリキ、⑤又噴火ノ前地震タビタビアリケルガ、イツトテモ地ヨリ真直ニ上へ突キ上ルヤウニテ左へ右へトユルヽコト少ナク、其勢ハ劇キモ震フ間ハ至ツテ短カヽリキ、コレラハ其ノ前兆ナリシニヤト答フ、本島ノ噴火ハ大島ト異ナリテ一定ノ噴坑ナクシテ、忽然随所ニ頓(頻カ)発スルヲ以テ甚ダ危険ナリ、現存セル火坑七処アリ、火坑坪田村及ビ阿古村ニアルハ径ハ九十歩、深サ水上二十余丈水底測ルベ(カ)アラズ、海ト通ズト云フ、是正徳及宝暦度ノ噴坑ナリ、又海浜ヨリ二里許リノ山上八丁平ト云フ処ニアルハ、径五十歩、深サ三十許丈ニシテ洞中今猶煙ヲ噴ク、其外多シ

註　三宅島祥異記ト称スルモノハ、旧三宅島島役所又ハ代々地役人ヲ務ムル壬生家ノ家蔵本カ、ソノ何レデアルカ不明デアリ、散佚シテ現存シテ居ナイ。明治七年ノ噴火ニ伊豆巡視日録ヲ引用シテ居ル点、又ハ各記録ヲ通ジテ古来ノ用語尠ク、火坑ナドノ字ヲ用ヒタル点、或ハ明治中期ニ編纂セラレタルモノナリヤト思ハレル。本文ハ三宅島神着村浅沼竹次郎翁（文政二年九月二十六日―昭和九年九月）ノ筆写セルモノヲ、大森博士ノ三

宅島噴火記事ト対照シ訂正増補シタ。尚大森博士ノ記事ハ三宅島地役人壬生咸次郎（安政三年七月十四日―昭和十年四月六日）ヨリ謄写送付セルモノニ依ル旨記載サレテ居ル。本文中「壬生氏記録曰ク」云々トハ、次ノ「三宅島御神火之記」ヲ指スモノデアル。

「三宅島祥異記」において興味深い点は、噴火の前兆について詳しく記録されていることである。島民に尋ねたところ、今にして思えば当年の樹木の発芽は例年より早く、桃の花も早く開き、きわめて数が多いという異変が起きていたことを答えている【史料３―④】。また、噴火が起きる直前には、蒸すような焼くような暑さに堪えかねるほどであったという【史料３―①】。さらに、噴火の前には度々地震が起きており、いつであっても真上に突き上げるように、左右に揺れることは少なく、揺れは激しいが震動時間は短かった【史料３―⑤】とあり、いわゆる直下型地震が頻発していたことがわかる。

被害についての追加情報は、溶岩流（火漿）が一斉に北方海へ向い45軒の人家を押し流し【史料３―②】、噴火坑が深さ30尋（約54.5ｍ）の池になった【史料３―③】とある。また、三宅島の噴火は大島と異なり一定の噴坑ではなく、忽然と随所に頓発するため危険であるという特徴も述べられている。

次の【史料４】はやや長文であるが、災害時における村吏の動向がうかがえるため、そのまま引用しておきたい。「註」によれば、この史料は神着村の浅沼元右衛門翁の遺書である「三宅島年代見聞記」より転用されたもので、原文は御家流の平仮名交りであったようだが、編者である浅沼悦太郎が片仮名に直して掲載したとある。また、本文中に見られる三島大明神縁起（三宅旧記）は、昭和15年の噴火の際に浅沼悦太郎が保管し、噴火中の警備のため帰宅できず、家族の者に託し伊豆村へ運んだことにより事なきを得たことが記されている。

【史料４】

明治七年戌七月三日旧暦五月廿八日、当日未申南風ニテ朝ヨリ小雨霧ノ如ク降リテ暖気甚敷凌ギ兼ネル程ノ季候ナリシガ、村内ノ人民農業磯稼杣取（ヤマドリ）等多クハサツマ芋ノ畑作リ島下山ニ出デケルガ、午前八時頃ヨリ時々地震身ニ覚ユルコト数度ニ及ブ、諸人不思議ノ思ヒヲナシ如何ナル災害アルベキヤト案ジ煩ヒケルガ、既ニ正午十二時ト覚シキ頃数百ノ雷一時ニ起リシ如ク鳴リ渡リ、大地震足元モヨロメク斗リニ起リ、如何ナルコトゾトアハテフタメキ、天地海山四方八方ヲ見廻シケルニ神着村ノ午ノ方前担山（マイビラヤマ、雄山外輪山ノ傾斜面ヲ云フ―編者）ノ麓ナル字大穴ヨリ噴火吹出シ、火勢雲ヲツラヌキ空ヲコガシ黒白ノ強煙リ未申（ナガシカゼ）風（西南風ノコト―編者）ニ吹連レ、東ノ方島下山ニタナビキカヽル、其中ニ焼砂大雪ノ如クフリカヽレバ畑方磯辺山林ニ居タル人民ソレ山焼ヨ噴火ヨト取ルモノモトリアヘズ子供ヲ背負ヒ足弱ノ手ヲ引キ、帯ノトクルモ知ラズ衣類ノ落ツルモ覚エズ、九死一生走セカヘルトイヘドモ、周章転動シテ足ノ足行モ捗ラズ、漸ニシテ一同村方ニ帰リケルガ、噴火ノアリサマ村方間近ニシテ、即時村内ニ焼ケ掛ルベキ勢ヒナレバ村内ニ居ル事安カラズ、夫ヨリ又親ヲ背負ヒ子ヲ懐キ弱キヲ助ケ隣村ナル伊豆村サシテ立退ケル、其アリサマアハレト云フモオロカナリ、早ヤ其内ニ大穴ヨリ噴出セル噴火字中尾ヲ西境トシ、中ニ東郷ノ人家ヲ取包ミ地中一円ニ煮アガリ、磯辺ナル字前釜小流レノ辺ヘ焼出シ岬ノ如クニ相成ル、村内ヲ立退キシ人民ハ漸クニシテ伊豆村ニ走着ケレドモ、常ノ出火ト違ヒ地火ノ事ナレバ、コヽニ居ルトモ安堵ノ思ヒ更ニナク、今ニモ足モトニ吹キ出ス

ベキヤト実ニ命ノ危キコト風前ノ燈ナリ、①就而ハ村用掛（現在ノ村役場ノ庶務、収入役ノ如キモノ―編者）井口甚兵衛ハ字神奈郷ニ農業成シケルガ、此地妖ニ依リテ村方ニ走帰リ極老ノ母并ニ病疾ノ妹ヲイザナイ村内ヲ連レ出シ、是ヨリ伊豆村差シテ参ラレヨト吾レ伊豆村迄連レ行クベキナレドモ、②勤役ノ身ナレバ村方ノ周旋オロソカニナシガタシ、忠孝二ツナガラ捨テカタキ事ナレドモ、是非ニ及バズイソギ参ラレヨト云捨テ、時ノ里正（当時副戸長、名主）井上正義役宅（自宅）方ニハセツケケレバ③井上井口ニ向ヒイカツテ曰ク、カヽル災害ノ時ニ臨ミ出勤オソカリシトノヽシリケレバ、井口答ヘテ曰、我レ私慾ノ心更ニナシ、老母並ニ病疾ノ妹両人ヲ助ケ伊豆村道ニ連レ出シ其足ニテ出勤セリ、此後穀類衣類一品ニテモ持出セシト云フ事聞カバ、如何ナル沙汰モアルベキゾ只々孝行ノ片端ヲツクシ其儘コヽニ出勤セリ、此上私心アルヤ人命根カギリ村内手配ノ周旋致スベシトテ井上井口龍虎ノ張合、④其以前月番浅岡仲右衛門出勤ナシ、程々ニ周旋ナシケルガ夫ヨリ組頭浜役平松勘左衛門、百姓代野口松次郎（組頭浅沼市蔵ハ伊勢参宮ノ為メ不在ナリ）、組頭浅沼権左衛門、東郷組頭井口六左衛門、若者頭加藤喜八、浅沼又四郎等追々走セ集リ村役所（即役宅、井上正義宅ノコト）ノ書類手早ク取マトメ、⑤壬生家ニ持越シ壬生家什宝人皇六代孝霊天皇御宇当島開闢ノ頃ヨリ多年相伝ノ三宅旧記（三島大明神縁起）其他ノ旧記焼キ亡シ成サンコトヲ愁ヘ、大広間ニ取揃ヘ隣村迄モ持チ出サント千々ニ心ヲクグ(ダ)クトイヘドモ、⑥カヽル動乱ナレバ是ヲ持越スベキ人夫ナク、然ラバ此什宝旧記ヲ失ヒ生キ存ヘテイカガ世人ニ顔ヲ合スベキヤ、コノ什宝旧記焼亡成サバ倶ニ落命ナサント決心ナシ、井上・井口組頭ノ面々強気ノ若者小勢ヲ具シテ此所ニ踏ミ留ル、井口甚兵衛ハ日頃念ズル成田不動尊ヘ祈誓ヲ懸ケ真言ヲ唱ヘ只々島内ノ安全ヲ祈ル、⑦其時壬生家ノ主人戸長兼地役人壬生咸次郎殿（齢十九歳）ハ島務ノ事アリテ阿古村ヘ出役成ケルガ、噴火ノコト早打チノ注進ニヨリテ伊谷村迄引返シ、伊谷村ヨリ漁船ヲ出ダサセ其船ニ打乗リ、伊豆村海岸ニコギ寄セ同村ヘ上陸ナシ、⑧此処マデ立退カレケル養父壬生美貴公並ニ養母ニ対面ナシ、八十有余ノ御老体ノ恙ナキヲ悦ビ、直様神着村ノ動揺ノ中ニ走着ケ村役人ノ強気ナルヲ御賞誉アリケレバ、⑨井上井口村役人ノ面々是ニテ一際力ヲ得、村方ニ噴火カヽレバ防グ力ニ及バザレドモ、若飛火ニテ焼亡ノコトモアランヤ、次々人家一般家蔵ノ戸サシモナクアハテフタメキ立退シ、跡ナレバ若哉不敵ノ者来リテ如何ナル悪業モアラント、ワズカ残リシ若者ヘ下知ヲ伝ヘ村内ヲ警固ナス、夜ノ明ルマデ噴火ノ場所一面ニ天ヲ貫キ黒白ノ烟立登リサナガラ白昼ノ如シ、ヒヾキハ大地シンニ異ナラズ石炭ノ如クナル薫リ鼻ヲツラヌキ、其オソロシキコトタトフルニモノナシ、ムカシヨリ噴火数度ニ及ビシトイヘドモ其場所ヨリワズカ二町程ハナレシ間近ナル所ニ踏ミ留リ居ラレシコト、未グ(ダ)其例ヲ聞カズ其夜此所ニ留リシ人数上下十七人ト云フ、夫レヨリ追々日々少シク火鎮リシトイヘドモ、安堵ノ思ヒ更ニナク斯クナス内七日ノ日数ヲ経、噴火ノ跡見分ナセシガ南ハ字大穴ヨリ北ハ字前釜ノ海中ニ突出シ東ハ土佐堀、西ハ字仲尾ヲ堀トナシ、東郷ノ人家四十余戸類形ノナキハ勿論、誰ガ屋敷跡ナル事モ知レズ、一円ノ巌石トナリ聳ユル岩モアレバ、又盤石モアリ谷間アレバ少シク残リタル地所ハエミワレテ、其筋目ヨリ火モエ出シ所モアリ、字土佐ヨリ島下山辺迄凡一里余ノ間焼砂フリツモリテ一円ニ荒地トナル、字風早(ホウス)峯指山ニヤ焼砂降リ嵩ミテ数十丈ノ高山トナル、引続小山数ケ所湧キ出テ磯部(辺)ニハ温泉湧出シ突出セシ岬ハ凡五町程ナリ、猶伊豆村ニ立退シ老若男女ノ人民モ七日ノ日数ヲ経、漸々ニ帰村ナス、然ルニ東郷ノ人民ハ住居斯クノ如ク焼亡ナシケレバ、是非モナクユカリヲ求メ借家ナシ仮ノ住居ニ付

ケリ、然ルニ字オバ山、ナダト、ミモイノ辺ニ少シク作場残ルトイヘドモ道ナクシテ是ニ通フコトアタハズ、殊更坪田村ヘモ往来出来ザレバ井上・井口其他役人ノ工夫ニヨリテ未ダ煙吹出デ、熱気足ヲコガス斗リナル、内道ノミヲフミワケ持場ヲ定メ丁場杭ヲ建テ、組合トナシ真土ヲ運ビテ敷ナラシ、牛馬ノ往返モ旧ノ如シ、扨本村人ヨリ東郷ノ人民ヘココロザシヲ以テ聊カノ品ニテモ救助ナサムト云フ者アラバ、村役人方ヘ差出ス可シト本村ノ方ニ申告ゲ、本村ノ住民志ヲ以テ雑穀ノ類三俵二俵一俵一斗ト夫々身代ニ応ジ村役人方ヘ差出ス、村役人之ヲ受取東郷ノ人々ヘ人別割ニヨリ渡ス、左モコレナク相対ノ救助ナレバ親類血縁ノ手広キモノハ広大ノ助力ヲ受ケ、不便ナル者ハ合力薄ク既ニ落命ニモ及ブベシト斯ク取斗ハレシト云フ、東郷及本村共々畑焼潰成シ農業相続出来ガタキモノ少ナカラズ、コレニ依テ井上・井口両村役人ノ尽力ニテ当今畑持チ面々ヘ懇ニ懇談教諭ヲナシ、分地ヲ出サセ其畑ヲ配与ナシ猶又伊豆・阿古・坪田ノ三ヶ村ヨリ島下ノ畑救助ノタメ借受、其約定噴火巌石ノ場所字仲尾ヨリ字土佐迄ノ間開発畑トナル迄期間ナシテ借受、畑ノ持高上中下ニ夫々区分ヲ以テ配与セシ手数イカバカリカ、其上御県庁ヘ申上救助金ヲ賜リ配与ナシ、猶其上救助拝借小屋懸料ヲ願下ゲテ差与ヘ壬生家ヨリ東郷ノ人民救助ノ為メ屋敷ヲ賜リケレバ、是又分量ヲ以テ割渡シ、猶不足ナル分ハ種々尽力ナシテ残ラズ宅地ニ有リ付カセ一人落命ナセシ者ナク、壱戸住居ニ迷ヒシ者ナク、是偏ニ戸長・副戸長・村用掛・村役人ノ尽力行届キシ故ト知ルベシ、其外此事件ニ付テハ尽力セル事数多有ルトイヘドモ、事繁ケレバ中々筆紙ニ尽シガタシ大略ヲ記スルノミ。

註　右ハ神着村浅沼元右衛門翁（文政十二年一月十三日–大正二年七月三十日）ノ噴火見聞記デアツテ幸ヒニ保存サレタ事並ビニ同翁ノ功績ニ付キ永ク感謝セラルベキモノデアラウ。今次昭和十五年噴火ト対照スルニ避難、救護、救恤、警備等ホトンド大小同異デアツテ今更ノ感ガ深イ。尚聊カ私記ニ亘ルガ本文中ノ三島大明神縁起（三宅旧記）ハ今次噴火当時編者ノ保管ニ係ツテ居ツタノデ、噴火中編者ハ警備ノ為メ帰宅出来ズ、家族ノ者ノ手ヲ以テ伊豆村ヘ運ビ事ナキヲ得タ。尚コノ噴火記ハ元右衛門翁ノ遺書三宅島年代見聞記ヨリ採レルモノデアル。本文ハ御家流ノ平仮名交リデアルガ片仮名ニ直シテ掲載シタ。浅沼元右衛門翁ニハコノ他ニマダ明治七年噴火以前ノ東郷及畑地及噴火ノ一文ガアリ、之ハ七五調デ以前ノ東郷ノ地ヲ髣髴セシムルモノアルガ省略シタ。コノ文ハ浅沼竹次郎翁ノ筆記スルモノデ原書ハ解ラナイ。

【史料４】の概要を下線部①～⑨で確認していきたい。①村用掛の井口甚兵衛は、異変を感じて村へと走り帰り老母と病症の妹を伊豆村へ連れ出そうとした。②しかし、勤役の身であるので村方の見廻りを疎かにし、忠孝を捨てることはできず仕方ないと、時の里正であった井上正義の役宅へ駆け付けた。③井上は井口に向って、災害時に臨み出勤を疎かにしたことを罵り、井口は私慾の心は全くないと答え、穀類・衣類は一品も持ち出していない、如何なる沙汰があっても孝行の片端を尽くしそのまま出勤したと反論し、井上と井口は龍虎の張り合いとなったと書かれている。まさに、家族の救助を優先するか、公務を優先すべきか、葛藤の様子がうかがえるのである。

④その後、村方役人らが次々と駆け付け、井上役宅の書類を手早く取りまとめ壬生家へ移した。⑤しかし、壬生家の什宝である孝霊天皇が三宅島を開闢した頃から相伝する三宅旧記（「三島大明神縁起」[24]）やその他の旧記が焼失することを憂い、大広間に取り揃えて隣村ま

で運び出そうと試みた。⑥この旧記を焼失し生存したならば世人に顔を合わすことができない、焼失すれば落命しようと決心し、井上･井口、組頭の面々は強気の若者と踏み留まった。災害時の行動として必ずしも適切とは言えないと思われるが、当島において先祖から伝来する旧記類がいかに重要な位置にあったのかを示している。

⑦当時、壬生家の当主であった戸長兼地役人の壬生咸次郎は阿古村へ出張中であった。噴火の報せを受けると伊谷村まで引き返し、漁船に乗り伊豆村へ上陸した。⑧同村にて養父壬生美貴と養母に対面し、喜びもつかの間すぐさま神着村へ駆け付けた。⑨それにより、井上･井口、村役人の面々は力を得て、村方の防犯に尽くした。以上のように記されている。

また途中、井口が成田不動尊に祈祷を捧げる姿もみえるが、このような神仏に対して祈祷する行為については、神職の井上猶義と元神職の小笠原大炊助が記した「御神火記」[25]でもうかがえる。史料自体は引用しないが概すると、井上・小笠原両名は噴火災が発生してまもなく「東ガ沢」という地に駆け付け、信心に取り掛り、三日の晩には、役所より御笏神社へ引き返して信心するように伝達されたが、二人ともそのまま「御神火」へ命をも捧げる思いで信心を続けたという。両名については、次の【史料５】で素性が明らかになるので提示しておく。なお、冒頭の「註」にあるように、この史料は「三宅島神着村役場大日記」の７月３日から10日までを抜粋し筆写したものとわかるが、原本の所在については不明である。

【史料５】

註　明治七年七月三日ノ三宅島神着村役場大日記ヲ見ルト左ノ記録ガアル、即チ

一、七月三日　晴天　流風　今日昼十二時頃地震アリ候処間モナク大穴下ヨリ御神火差起リ、村中伊豆村へ欠附候得役人(共脱ヵ)一同当村ニテ世話イタシ、東郷村十五軒ノ百姓弐男四男外陰(隠ヵ)居嬬小屋等、〆四十軒山焼ニテ丸ツブレ字前ケ濱仲迄焼シ、社人直吉ト御赦島出残リ流人兵市此両人ハ字仲尾ノ平ニテ赤飯ヲ備ヘ候事

一、七月七日（前略）社人直吉・兵市今日モ信心、尤七日ノ内信心ノ積リ字仲尾ノ平ニテ赤飯ヲ備ヘ候事

一、七月八日（前略）今日モ信心、流人兵市仲尾ノ平ニテ出張居リ、夜ニ入リフト寝候処夢見ニ浜ノ三社へ参詣イタシ候様何カ夢知ラセ致候ニ付、花入（白米ノ供米）ヲ以テ直吉・兵市信心ニ罷越、猶又村中（村ノ人達）浜之宮へ参リ候事

一、七月十日（前略）社人直吉・兵市信心願果シニ付富賀参リ、右ニ付人足勘六、大久。以上大日記ニ誌サレテ居ル如ク、既出副戸長井上正義息直吉、本文デハ井上猶義トナツテ居ル、卜(ママ)兵市ト云フノハ流人デ小笠原兵部大夫、又ハ大灼(炊ヵ)助ナゾ云ツタ。コノ二名ガ鎮火祈願ヲナシタル事ガ了解サレル、噴火溶岩ノ直グ傍デ祈禱ヲツヅケル勇気ト信仰トガ人民ノ人心不安ヲ柔ラゲタ事ハ大イナル功績デアロウ。本文ハ何故カ三宅島ノ何処ニモ見当ラズ、御蔵島ノ役場ニアルモノヲ同島国民学校長浅沼健一郎君ヨリ送付シテ貰ツタ。或ハ噴火当時願文トシテ諸神社へ捧ゲタモノデ御蔵稲根神社へ奉献セルモノカトモ思ハレル。其他諸書ノ中ニハ神着村役場大日記（明治七年）ガ明治七年度噴火ニ対シテ最モ詳シク、委曲ヲ尽シテ居ルガ長文ナノデ掲載出来ナイ。其他噴火ニ付テハ文化八年、天保七年、明治七年日記（三宅島役所）、天保六年山焼書上（同上）、文政五年御用番(ママ)（同上）、伊豆村役場日記、明治七年（伊豆村役場）等ヲ参照スルコトガ出来ル。

下線部にあるように、井上猶義なる人物は副戸長井上正義の子息「直吉」であり、小笠原大炊助は小笠原兵部大夫もしくは「兵市」を指すと記されている。この２名が鎮火祈願を務め、その信仰が人心の不安を和らげたことは大いなる功績と評価されている。

先に述べた村吏の動向と同様、現代の尺度からいえば、まさに噴火が発生している現地に赴くことは必ずしも正しい行動とは言えない。しかし､三宅島の神職はこの噴火を「御神火」として崇め、命を顧みず対峙することを選択し、その祈りは島民の心に安寧をもたらす行為であったことがわかる。

最後の史料は､『三宅島史』の「第八編　参考の記録」に掲載された書簡である。これは、伊豆村浄土宗普済院の住職であった池田俊道が、東京の音羽清逸に送ったもので、７月22日の新聞に掲載されたことにより、大衆はこの惨事を知ったという。書簡という性格上、やや誇張された表現や数量に違いが見受けられるが、概ね他の史料と記載される順序に大きな変化がないように思われ、おそらく【史料２・３】などを参照にして記した可能性がうかがえる。

【史料６】三宅島噴火の惨状[26]

（書簡原文のまま）

本月三日晴天南風、諸民各其業に就く、日脚一二時に至る頃、神着村字東郷の山頭より火脉噴裂し、其音雷の如く地動き戸鳴る、時を移すに従い其勢益々熾んに異雲村を掩い咫尺を分たず砂石雨の如く牛馬数頭立所に斃る、島民一同色を失い家財を捨て老を負い子を携え相叫て西の方伊豆村に走る、其の悲惨騒擾の景、筆舌形容すべからず、午後二時頃より火穴俄に七ヶ所に分れ千万の気(汽)車一時に発出するが如し、東郷の人家百軒余潰滅して海岸に衝出し海水沸騰すること六、七里、洲嵜新に突出する五六丁、夜に入て火勢益々甚し、諸人肝落ち魂飛び火洞に入るの想をなし、相呼て之を御神火と云い神仏え参詣無難を祈り或は浜辺に出船仕度をなし村方え焼出しなば伊豆地え渡るべくと待つ者あり、吁神か天か何ぞ此の如きの憂を抱かしむるや、四日火声未絶、烟火の中髣髴として新築の山あり、大小二三須臾火穴復山頭に起る、焼潰の地横一〇町余、竪一里計り、田野変じて砂石となり草木化して畑となる、幸にして人民の死傷少なく、唯炭焼伝右衛門一人斃すのみ、八日に至り尚噴烟止まず、然れども人々少しく安堵の思をなせり、大凡此災損失幾万円なるを知らず、数百の島民一時の活計に苦めり、是僅に目撃する所の万一を記すのみ云々。

おわりに

本稿では、明治７年に発生した三宅島の噴火災について、当館所蔵の史料および既刊の文献に引用された史料から、その被害状況および島民の動向などを考察した。公文書として収録された関係史料からは、耕地や居宅の被害を数値として具体的に確認でき、民間に伝わる史料からは、島民の動向についてより生々しい状況がうかがえた。

共通して言えることは、三宅島の噴火の特徴から、前兆を感じてから噴火が発生するまでの期間が非常に短く、溶岩流や噴出物の被害に遭うまでの時間も早かったことが容易に想像でき、島民の行動も迅速におこなう必要があったことである。

また、三宅島の地質的な事情から、元々作付けするまでにかなりの時間と労力がかかるため、人家や耕作地を復旧させ、日常を取り戻すまでに困難を極めたことはいうまでもない。

その最中、明治政府に対して早急に対応を願うためとはいえ、官員を案内し島内を調査させたことは、島側に相当な負担を課したと考えられる。さらに、江戸時代に巡島した幕府役人らによって作成を命じられた明細帳が、東京府文書の中にも筆写されていたことは、島の歴史文化、産業などを語る上で重要な情報となっていたことを示している。

さて、昭和 15 年の段階で、明治７年の噴火に関する史料を掲載した意味は何であろうか。「三宅島噴火記録集」の中で編者である浅沼悦太郎は、ある部分では「今次昭和十五年噴火ト対照スルニ避難、救護、救恤、警備等ホトンド大小同異（ママ）デアツテ今更ノ感が深イ」と否定的に述べ、また違う箇所には「各噴火ヲ通ジテ今次昭和十五年噴火ト同様避雛、信心、人心不安等ガ等シク現ハレテ居ル點モ面白イ」と参考になる部分があると捉えている。

そもそも、巡島記録は災害に関わる文書だけを収録したものではない。当時の人々が噴火災も含めて、島の風土や自然とどのように向き合っていたのかを記録したものであり、島の歴史・文化を知る上で貴重な情報源となりうる。いかに時間が経過し、あるいは文明が発達したとしても、このような記録史料が守り継がれることで、我々は現在に活かすべき先人の叡智を探ることができるのである。

---

1 「伊豆各島巡回日誌　明治七年（静岡県引継）」（656 － 12 － 01 － 27）
2 「伊豆諸島風土略　静岡県引継　明治八年」（656 － 12 － 01 － 29）
3 「静岡県官員巡島記　明治七年」（656 － 12 － 01 － 31）
4 『平成 12 年（2000）三宅島噴火災害誌』（東京都総務局総合防災部、2007 年）請求番号：403．B5.11
5 『記録 昭和 58 年三宅島噴火災害』（東京都総務局災害対策部、1985 年）請求番号：T305．三宅島／防災 C24
6 『昭和 37 年三宅島噴火災害誌』（東京都総務局行政部災害対策課、1964 年）請求番号：T305．三宅島／防災 C26
7 『昭和十五年三宅島噴火記録』（編集者　東京府大島支庁嘱託　浅沼悦太郎、発行所　六人社、1942 年）請求番号：T305．三宅島
8 気象庁地震火山業務課火山室
9 『伊豆諸島東京移管百年史』（伊豆諸島東京移管百年史編さん委員会、1981 年）
10 『三宅島史』（三宅島史編纂委員会、1982 年）
11 「静岡県引継伊豆七島書類　稟議租税部　明治壬申ヨリ」（656 － 12 － 01 － 33）
12 左：『記録 昭和 58 年三宅島噴火災害』／右：『平成 12 年（2000）三宅島噴火災害誌』よりそれぞれ引用
13 「明治八年　三宅島大概」（656 － 12 － 01 － 08）
14 前掲史料 11 に含まれる。
15 前掲史料３に含まれる。
16 前掲史料 11 に含まれる。
17 例えば、「静岡県引継伊豆七島書類」（656 － 12 － 01 － 28）の中には、極難の者に対して救助金や麦を義捐した者に褒賞することを上申した文書がみられる。義捐者には近隣の村々だけでなく下小金井村の関小次郎の名前も確認できる。
18 前掲史料３に含まれる。
19 前掲参考文献７に同じ。
20 静岡県引継伊豆七島書類（656 － 12 － 01 － 28）
21 明治八年静岡県引継伊豆諸島風土略（656 － 12 － 01 － 29）
22 前掲参考文献７に掲載
23 大森房吉「豆南諸島噴火ノ歴史」（一　伊豆大島三原山噴火概報　第三章）『震災予防調査会報告』第 81 号所収（震災予防調査会、1915 年）
24 「三嶋大明神縁起」は「三島記」とも呼ばれ、三宅島地役人および代々神主を務める壬生家に伝来した貴重な文献史料として現存している。詳細は、三橋健「三嶋大明神縁起」（『國學院大學紀要』第 16 号、1978 年）などを参照されたい。
25 前掲参考文献７に掲載
26 前掲参考文献 10 に掲載

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【アーカイブ　講座報告】公益財団法人特別区協議会・東京都公文書館共催セミナー「アンケート分析に見る都内自治体における公文書管理の実態」

東京都公文書館　史料編さん担当
瀧澤　明日香

はじめに

東京都公文書館では、公益財団法人特別区協議会と共催し、公文書管理セミナー（以下「本セミナー」という。）を平成22年度からはじめており、令和５年（2023）８月30日に第12回目の開催となった。本報告は、この第12回目の本セミナー「都内自治体における公文書管理の実態と課題」というテーマにあわせ各自治体等に実施したアンケートを取り上げ、アンケート調査の結果と、そこから見えた課題をまとめたものである。

なお、このアンケートは、令和５年12月１日に開催した第49回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の中で当館職員西木浩一が報告した「東京都の基礎自治体における文書管理～アンケート調査から見るその実態と課題～」で取り上げたアンケートと同一のものである。

１　公文書管理セミナーとは

本セミナーの開催目的は、公文書管理法の制定[1]を受け、地方公共団体の文書管理の課題を明確にするため、情報交換の場を創ることをめざしたものである。

本セミナーは、共催している公益財団法人特別区協議会に加え、東京都市町会事務局の協力も得て、都内区市町村の文書担当職員を対象[2]としている。このような行政区域全体の基礎的自治体職員を対象とした公文書管理に関するセミナーは、全国的にも珍しい。本セミナーの構成は、主たる

〈表１〉　東京都公文書館・特別区協議会共催
公文書管理法と地方公共団体の課題に関するセミナー開催一覧

開催年度	開催年月日	セミナータイトル	参加者
平成22年度	平成22年（2010）9月25日	公文書管理法と地方公共団体の課題	76名
平成23年度	平成23年（2011）10月25日	住民の知的資源を未来へ引き継ぐために －公文書管理法の施行と地方公共団体の取り組み	67名
平成24年度	平成24年（2012）9月5日	住民の知的資源を未来へ引き継ぐために ～地方公共団体における公文書館機能を考える	57名
平成25年度	平成25年（2013）9月4日	公文書管理法と地方公共団体の課題 ～住民の知的資源を住民に開くために	62名
平成26年度	平成26年（2014）8月29日	地方公共団体における文書管理の課題 ～公文書管理法施行から３年を経て	56名
平成28年度	平成28年（2016）9月2日	公文書を守り、伝え、活かす ～地方公共団体の取り組みと課題	64名
平成29年度	平成29年（2017）9月8日	都内自治体における公文書管理の実態と課題	61名
平成30年度	平成30年（2018）9月4日	今問われる地方公共団体の文書管理 ～はじめの一歩を踏み出すために	42名
令和元年度	令和元年（2019）8月29日	地方公共団体の記録資料を未来に遺す －公文書等の保存をめぐって	73名
令和3年度	令和4年（2022）1月13日	公文書管理とアーカイブズの役割	77名
令和4年度	令和5年（2023）1月12日	公文書管理法と自治体の課題 ～公文書館機能を導入するために～	58名
令和5年度	令和5年（2023）8月30日	都内自治体における公文書管理の実態と課題	76名

※平成27年度は、都庁等で開催した企画展準備等により開催を断念した。
※令和２年度は、当館移転準備のため、開催していない。

テーマ（セミナータイトル）にあわせ、主に２つの演題を設けており、これまで開催したセミナーテーマと参加人数は〈表１〉のとおりである。

２　都内自治体における公文書管理の実態

（1）アンケートを実施するにあたり

毎年、本セミナーの開催後、出席者に対し、今後セミナーで取り上げてほしいテーマという設問をアンケートにて繰り返してきたところ、「歴史資料として重要な公文書の選別」、「非現用文書の管理・保存と公開制度」等といった文書のライフサイクルに関する回答が多くあった。つまり、文書担当職員にとって、文書作成課等から当館等文書保存機関への接続部分に多くの問題や悩みがあることがわかったといえる。

そこで、平成 29 年度（2017-18）に、都内区市町村の公文書管理の実態と課題を探るアンケートを任意で実施し、取りまとめた結果を本セミナーにて公表することにより、各自治体の文書管理の動向を知ってもらう機会を設けた。その 12 年後となる本年度、同様の目的で平成 29 年度と同じ設問のアンケートを実施した。

（2）アンケートを取りまとめるにあたり

当初、平成 29 年度に行ったアンケート結果と比較するため、ほぼ同じ設問をしたが、回答した自治体をみると、前回と乖離があったため、単純に比較することはできないことが分かった。しかし本セミナーでは、そのことを前提としながらできるだけ前回の結果も用いた内容で発表した。

〈表２〉　アンケート回答自治体等

	総数	回答した自治体数		備考
	区市町村数	平成 29 年度	令和５年度	２回とも回答
特別区	23 区	17 区	18 区	13 区
多摩・島しょ	39 市町村	30 市町村	24 市町村	20 市町村
計	62	47	42	33

※事務組合は除く

３　アンケート結果

本報告では、平成 29 年度との比較ではなく、令和５年度（2023-24）を中心として報告する。アンケートの結果は以下のとおりである。

なお、問 11 及び 12 においては、新しく設けた問いである。

問１　貴自治体では（以下、省略します。）保存期間に定めのない状態のもの（「永年」、「長期」など。以下、「永年」と表記します。）を種別として設けていますか。
以下の項目からあてはまるものを１つ選び、番号に○印をつけてください。

（次からは省略して右のとおり表記します。）［１つを選び○印］

1. 設けている［38件］
2. 設けていない（保存期間の最長は　年である。）［6件］

【２の回答】
30年（区3件、市2件）

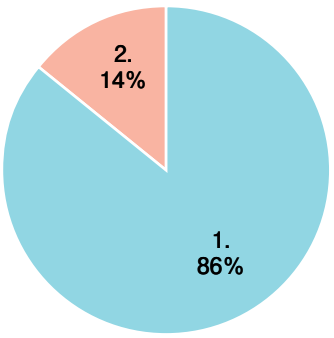

問1-1　問1で「1」と回答した方に伺います。
「永年」保存文書の取扱いはどのようになされていますか。 1つを選び○印

1. 「永年」保存文書であっても、文書保存の必要性を見直す仕組みがある。[18件]
2. そのまま無期限で保存を継続している。[18件]
3. その他(具体的に：　　) [2件]
   【3. その他の回答】
   (区) 永年や長期は無く、常用がある。常用は年度を超えて常時利用する文書(台帳等)に使用し、常用終了時には適切な保存期間を設定する。

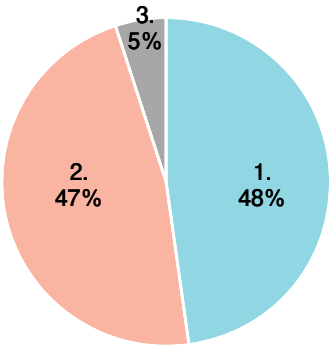

問2　文書の保存期間満了後の廃棄については最終的に誰が判断していますか。 1つを選び○印

1. 全庁的な文書管理部門の責任者[6件]
2. 各部門の文書管理責任者(部長職又は課長職等) [24件]
3. 当該事務を担当する職員[5件]
4. その他(具体的に：　　) [9件]
   【4. その他の回答】
   (区) 各課で保管するものについては各課長、各課長から保管を引き継がれたものについては文書等管理統括責任者(総務課長)
   (区) 出先職場で保存している文書および1年保存文書は各部門の文書管理責任者が判断し、それ以外の文書は全庁的な文書管理部門の責任者が判断している。
   (区) まず公文書の保管単位の長(主に課長職)が評価選別をし、次に公文書管理委員会へ諮問し、その答申をもって廃棄をしている。
   (区) 電子文書については各部門の文書管理責任者(各課長)、紙文書については全庁的な文書管理部門の責任者(総務課長)が判断している。
   (市) 1年保存文書は各主管課長、1年以上は文書主管課長
   (市) 文書管理規程に規定する文書取扱主任(課の庶務(部の庶務を含む。)を担当する係長
   (市) 基本的には文書管理部門の責任者が判断しますが、主管課保存文書については、主管課の課長が判断します。
   (市) 各部門の文書管理責任者(課長職)に廃棄の可否を確認の上、全庁的な文書管理部門の責任者の決裁としている。
   (町) 1(全庁的な文書管理部門の責任者)に該当する者が廃棄しますが、この場合においては、町長の承認を受ける必要があります。

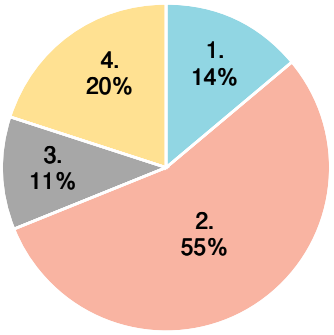

問3　書庫は書類等で満杯ですか。注：書庫＝活用頻度が低下した文書の保存庫のこと 1つを選び○印

1. 満杯である [30件]
2. 少し余裕がある [13件]
3. 相当余裕がある [0件]
   【4. その他を追記】
   (区) 区役所本庁舎で保存する文書については、現在、委託契約を事業者と締結し、当該事業者が所有・管理する外部倉庫への預け入れという形式で保存をしています(本庁舎地下の文書保存庫が、浸水対策工事実施により使用できないため。)。そのため、(委託料予算の範囲内であれば)書庫の容量に上限はありません。

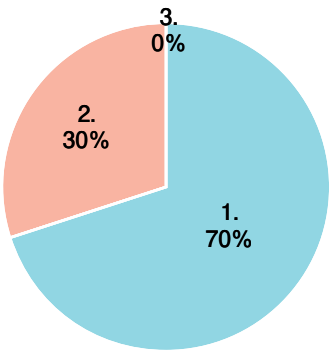

問3-1　問3で「1」と回答した方に伺います。
書庫が満杯状態であることに対する対策をとっていますか。 全てを選び○印

1. 自前の書庫や倉庫を新たに確保している［5件］
2. 一部の紙文書を電子化している［9件］
3. 書庫内の文書を見直して、もはや保存の必要のない文書を廃棄している［7件］
4. 専用業者の商用書庫（レコードセンター）で保存している［16件］
5. 何もしていない［1件］
6. その他（具体的に：　　）［8件］

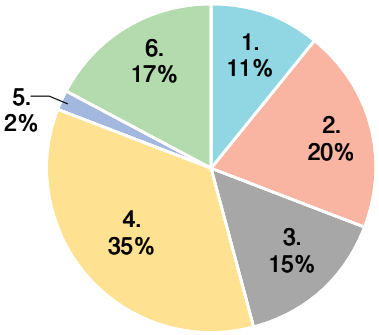

【6．その他の回答】
（区）民間企業の書庫に保存している（電子化は行っていない）
（区）民間の外部倉庫への移転を検討している。
（区）区内の施設再編に併せて、文書倉庫になりうる施設（廃校の跡地利用など）を確保できるよう関係部署と継続して調整している。
（市）電子決裁導入に伴う紙文書発生抑制
（市）令和５年度より文書管理システムを導入した。
（市）各主管課において倉庫等に保存している
（市）書庫内に新規で移動棚を導入予定
（市）文書管理システムの導入による電子決裁は導入済であるが、既存の非現用文書の電子化に向けた検討を行っている。

問4　文書を適正に管理することで、行政運営に対して、どのような効果が期待できると思いますか。 3つを選び○印

1. 過去の記録を活用することで、業務の無駄を省き効率化が図れる［31件］
2. 過去の記録を用いることで正しい意思決定ができる［28件］
3. 住民などの権利を保護することができる［27件］
4. 文書の誤廃棄や紛失を避けることができる［35件］
5. 文書を探す時間の無駄が省ける［31件］
6. 保存スペースの無駄が省ける［21件］
7. 情報公開請求に対して適切に対応できる［36件］
8. 歴史的に重要な資料を保存できる［23件］
9. その他（具体的に：　　）［0件］

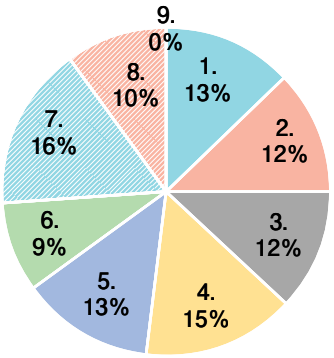

問5　公文書管理法が施行されてから12年経過しましたが、行政文書及び歴史的に重要な資料の保存に対して公文書管理法に準じた取組を行っていますか。 1つを選び○印

1. 既に取り組んでいる［14件］
2. できるだけ速やかに取組を行いたい［6件］
3. いずれは取り組みたいが、当面は取り組む考えは無い［8件］
4. 他の自治体の取り組み状況をみて判断する［11件］
5. その他（具体的に：　　）［5件］

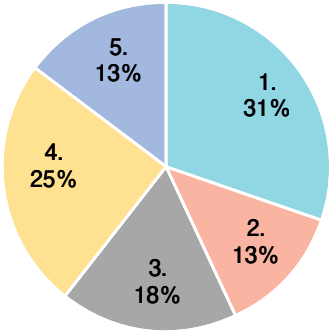

【5．その他の回答】
（区）行政文書の保存については取組を行っているが、歴史的に重要な資料の保存は行っていない。
（区）評価選別の細目基準等を策定し、歴史的公文書の公開に向けて取り組んでいる。
（区）現在の文書管理システムの改修時期を見据え、近い将来取り組むことを検討している。
（区）公文書管理法に準じた文書管理ルール（ガイドライン）を新たに策定し、令和７年１月運用開始を予定している。
（市）文書ごとに保存年限を定め、年限経過後は廃棄処理を行うが、本市の判断基準に基づき、歴史公文書になり得る文書については、選別し廃棄しない運用をしている。
（市）概ね公文書管理法に則った文書管理を行っているが、インターネット等での文書管理簿の公表は行っていない。

問6　公文書管理条例を制定する計画がありますか。 1つを選び○印

1. 公文書管理条例を制定済みである [3件]
2. 公文書管理条例制定の計画がある [1件]
3. 公文書管理条例制定の計画はない [40件]

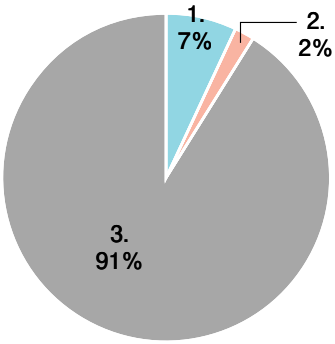

問6-1　問6で「3」と回答した方に伺います。公文書管理条例を制定する計画がない理由を選んでください。 1つを選び○印

1. 公文書管理法は、自治体に対しては努力義務を課しているだけのため [2件]
2. 現行の文書管理規則等で問題がないため [31件]
3. 他に優先順位の高い施策や事業があり、職員の手が回らないため [5件]
4. 公文書管理の条例化をどのように進めたらよいか分からないため [0件]
5. その他（具体的に：　　）[3件]

【5．その他の回答】
（区）公文書館の設置予定がないため
（区）計画化はしていないが、現在の文書管理システムの改修時期を見据え、担当として同時期に取り組むことを検討している
（区）過去に話が進められたが頓挫した

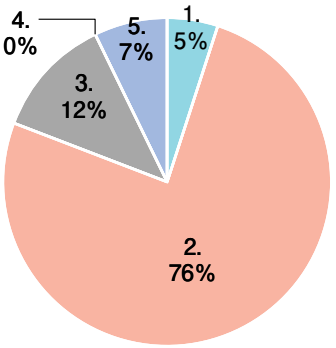

問7　歴史的に重要な資料を保存していますか。

注：歴史的に重要な資料の範囲は、貴自治体が想定する範囲のもので結構です。 1つを選び○印

1. 保存している [35件]
2. 保存していない [9件]

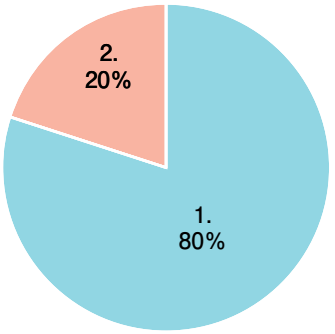

問 7-1　問 7 で「1」と回答した方に伺います。
非現用となった歴史的に重要な資料をどのように保存していますか。

注：現用文書＝自治体がその事務を処理する上で利用している状態にある文書。非現用文書＝自治体がその事務を処理する上で、もはや利用する必要がなくなった文書

１つを選び○印

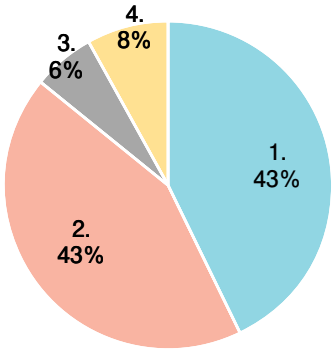

1. 現用文書と非現用文書とは、区分して保存している［15 件］
2. 現用文書と非現用文書を一緒に保存しており、両者の識別はできない［15 件］
3. 現用文書と非現用文書を一緒に保存しているが、両者の識別はできる（識別方法：　　）［2 件］
4. その他（具体的に：　　）［3 件］

【3. 識別方法の回答】
（区）文書件名リストで識別できます。
【4. その他の回答】
（区）現用文書と非現用文書は区分して保存しているが、歴史的文書は識別できない。
（区）各課の書庫等で適切に保存している
（市）現用文書・非現用文書の区別はしていない。歴史的に重要な資料については、30 年ほど前に整理されたものが保存されている。

問 7-2　問 7 で「1」と回答した方に伺います。非現用となった歴史的に重要な資料を保管している場所はどこですか。１つを選び○印

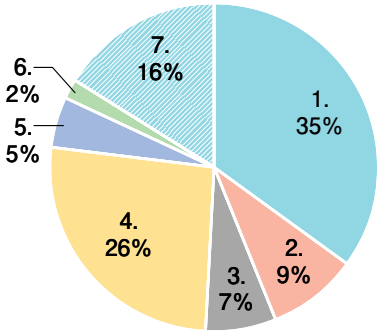

1. 全庁的な文書管理部門の書庫等の施設［15 件］
2. 公文書館または公文書館機能を有する施設［4 件］
3. 自治体史を担当する部門の管理施設［3 件］
4. 歴史・民俗資料などを担当する部門の管理施設［11 件］
5. 図書館（室）等の施設［2 件］
6. 公民館などの施設［1 件］
7. その他（具体的に：　　）［7 件］

【7．その他の回答】
（区）庁内の書庫等、外部書庫
（区）外部民間倉庫
（区）情報公開、歴史的資料の収集等を担当する部門の書庫
（区）各部門で保有する書庫等の施設
（市）旧小学校の校舎
（市）外部委託倉庫
　　外部委託（民間委託）

問 7-3　問 7 で「1」と回答した方に伺います。
歴史的に重要な資料の管理に関する一連の業務（①選別し、②保存し、利用に供すること）が組織法上に規定されていますか。１つを選び○印

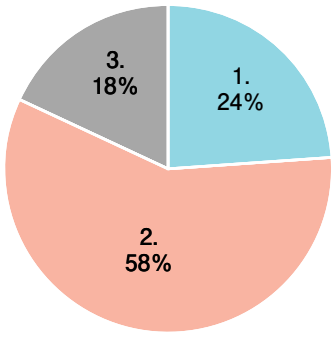

1. 条例で規定されている。［8 件］
2. 規則・規程・要綱で規定されている。［19 件］
3. 規定されていない。［6 件］

問7-4　問7で「1」と回答した方に伺います。
歴史的に重要な資料であることの判断は、最終的に誰が行っていますか。 1つを選び○印

1. 全庁的な文書管理部門の責任者[4件]
2. 公文書館または公文書館機能を有する施設[3件]
3. 各部門の文書管理責任者(部長職又は課長職) [10件]
4. 当該事務を担当する職員[4件]
5. 自治体史を担当する部門の責任者[1件]
6. 歴史・民俗資料などを担当する部門の責任者[6件]
7. 図書館(室) を担当する部門の責任者[0件]
8. 公民館を担当する部門の責任者[0件]
9. その他(具体的に：　　) [6件]

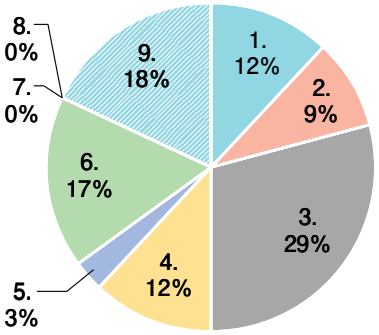

【9．その他の回答】
(区) 歴史的文書の選別は行っていない。
(区) まず公文書の保管単位の長(主に課長職) が評価選別をし、次に公文書管理委員会へ諮問し、その答申をもって決定をしている。
(区) 情報公開、歴史的資料の収集等を担当する部門の課長職
(市) 専門家(歴史資料研究員)
(市) 歴史的に重要な資料については、30年ほど前に整理され、保存されているが、どのような判断により行われたかについては、不明。
(市) 1に該当する者(全庁的な文書管理部門の責任者) が保存しますが、この場合においては、町長の承認を受ける必要があります。

問7-5　問7で「2」と回答した方に伺います。
歴史的に重要な資料を保存していない理由を選択してください。 複数回答可能

1. 歴史的に重要な資料の判断が出来ないため [6件]
2. 自治体内で、歴史的に重要な資料を管理する部門が明確でないため [3件]
3. 歴史的に重要な資料を保存する施設や場所がないため [4件]
4. 他に優先順位が高い施策や事業があり、職員の手が回らないため [1件]
5. 文書管理ができていないため [0件]
6. その他(具体的に：　　) [2件]

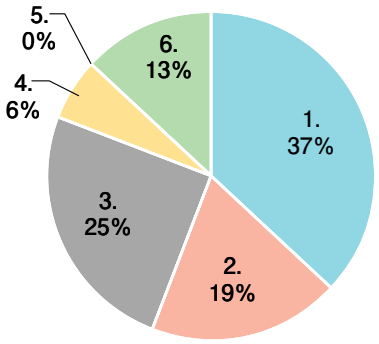

【6. その他の回答】
(市) 重要な文書の保存については、文書を所持する課で保管する場合が多いため。
(市) 長期保存の文書の中に歴史的に重要な資料もあると想定し、今後の管理方法を検討しております。

問8　公文書館(あるいは公文書館機能を有する機関) がありますか。 1つを選び○印

1. ある [6件]
2. 設置について検討中である。[2件]
3. ない [36件]

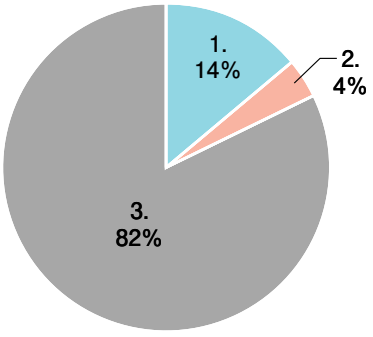

問 8-1　問 8 で「2」と回答した方に伺います。
公文書館（あるいは公文書館機能を有する施設）をいつごろまでに設置する計画としていますか。 １つを選び○印

1. ３年以内 [0 件]
2. ５年以内 [0 件]
3. １０年以内 [0 件]
4. 決まっていない [2 件]

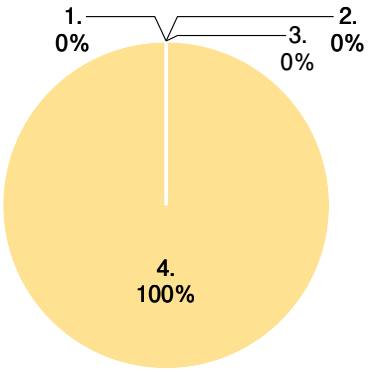

問 8-2　問 8 で「2」と回答した方に伺います。
公文書館（あるいは公文書館機能を有する機関）が必要だと思う理由を選択してください。
複数回答可能

1. 歴史的に重要な文書を住民等の共有財産として保存する必要があるため [2 件]
2. 地域の歴史を後世に伝承するため [2 件]
3. 住民等に地域の歴史を知る機会を提供できるから [2 件]
4. 学校教育や生涯学習での活用が期待できるから [2 件]
5. その他（具体的に：　　）[0 件]

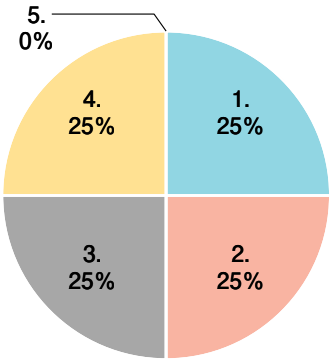

問 8-3　問 8 で「2」と回答した方に伺います。
歴史公文書などを保存する公文書館（あるいは公文書館機能を有する機関）を設置する場合、どのように設置する予定ですか。 １つを選び○印

1. 独立した公文書館として設置する [0 件]
2. 自治体史を担当する部門の管理施設に設置する [0 件]
3. 歴史・民俗資料などを担当する部門の管理施設に設置する [1 件]
4. 図書館（室）に設置する [0 件]
5. 公民館などに設置する [0 件]
6. その他（具体的に：　　）[1 件]
   【6.　その他の回答】
   （市）未定

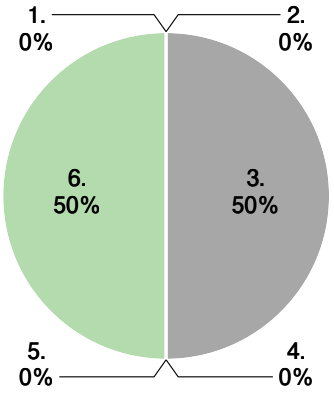

問9　公文書館（あるいは公文書館機能を有する機関）の設置を実現するために何が重要であると思いますか。 複数回答可能

1. 公文書管理法や公文書館制度の重要性を関係者に認識してもらうこと [29件]
2. 文書管理規則を改正し、歴史公文書の移管の仕組みづくりや運営体制を整備すること [29件]
3. 公文書館（あるいは公文書館機能を有する機関）の設置費用を捻出すること [29件]
4. 公文書館（あるいは公文書館機能を有する機関）の維持費を捻出すること [26件]
5. 専門家（アーキビスト）の採用あるいは養成をすること [18件]
6. 公文書管理条例を制定すること [10件]
7. その他（具体的に：　　）[3件]

【7．その他の回答】
（区）施設を設置する場所の確保
（区）歴史的文書保存の意義を関係者に認識してもらうこと
（市）公文書館の設置場所を確保すること。

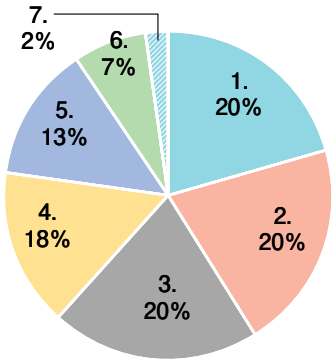

問10　公文書管理全般で困っていることはどのようなことですか。 複数回答可能

1. 書庫の文書保存スペースが不足していること [37件]
2. 文書の全体量を削減できないこと [25件]
3. 文書の分類・整理が進まないこと [10件]
4. 文書を容易に探せないこと [8件]
5. 文書の保存期間が容易に判断できないこと [7件]
6. 組織変更時などに新たな管理責任部門への文書引き継ぎが徹底できないこと [5件]
7. 文書管理システムを導入したが業務の効率化につながらないこと [1件]
8. 電子決裁システムを導入したが業務の効率化につながらないこと [2件]
9. 歴史的に重要な資料の選定が難しいこと [12件]
10. 「永年」文書の廃棄基準づくりが難しいこと [15件]
11. 歴史的に重要な資料の移管の仕組みづくりが難しいこと [10件]
12. 職員の文書管理に対する意識が低いこと [12件]
13. 歴史的に重要な資料を住民等が積極的に活用する仕組みづくりが難しいこと [8件]
14. 専門家（アーキビスト）の確保が難しいこと [8件]
15. その他（具体的に：　　）[2件]

【15．その他の回答】
（区）電子的公文書の保管・管理方法
（区）学校文書の取扱い

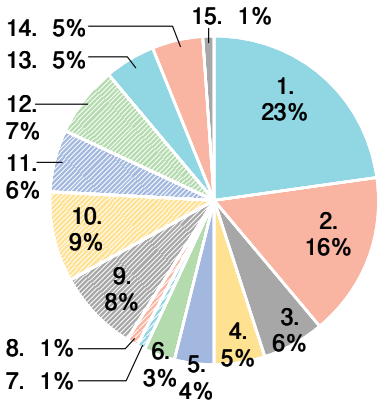

問11　保有している公文書の全体数を把握されていますか。 1つを選び○印

1. 全体数を把握している。[8件]
2. 首長部局のみについて把握している。[0件]
3. 把握できていない。[36件]

【3．補足回答】
（市）※現年・前年文書は各文書を所持する課で保管しているため。

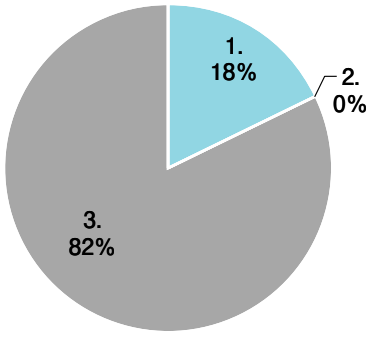

問11-1 問11で「1」と回答した方に伺います。
保有している公文書の総数を記入してください。単位（冊・件・点・ファイル等）もあわせてご記入ください。

【回答】
（区）79,557（ファイル）　※平成１３年（システム化）以前の公文書については、紙ベースで管理しており計上することは困難であるため、含めていない。
（区）令和４年度　フォルダ 203,375件、収受文書43,173件、起案文書108,762件
（区）1,426,617件：紙媒体（647,151件）電子媒体（779,466件）
（市）公文書　約15,142箱　　歴史的に価値ある公文書　11,637件
（市）現用文書ファイル基準件数　95,819件（内　保管文書58,563件、保存文書37,256件）※調査回答時点
（非現用文書数　1,907点）※令和５年３月31日時点
（市）総務課に引き継がれた分のみ把握（主管課保存分は不明）
①総務課に引き継がれた2021年度までの紙文書：文書保存箱（幅365mm×奥行き290mm×高さ330mm）9,219箱
※件数不明
②2021年度までの電子文書：865,876件　③2022、2023年度の電子文書及び紙文書　520,737件（2023年７月27日現在））
※上記の公文書総数の媒体別の数字
紙媒体（文書保存箱換算（幅365mm×奥行き290mm×高さ330mm）で9219箱分＋2022、2023年度59,232件）
電子媒体（1,327,381件）
（市）保存箱4,362箱，電子ファイル1,236,137件：紙媒体（保存箱4,362箱）、電子媒体（1,236,137件）
（市）5,793箱　（内訳）地下書庫4,944箱　外部保管849箱：紙媒体（5,793箱）

問12　公文書管理に関する職員向け研修を行っていますか。対象者別に行っているものをご回答ください。 複数回答可能

1. 一般職員［17件］
2. 新規採用職員　［30件］
3. 文書管理者・文書管理担当者　［9件］
4. その他（具体的に　　）［9件］

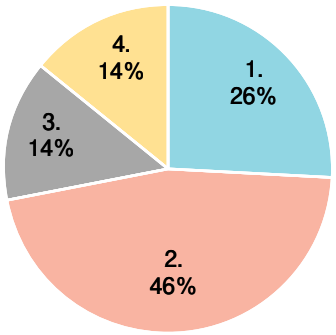

【4．その他の回答】
（区）未受講かつ希望する職員
（区）会計年度任用職員（非常勤）
（区）係長級昇任予定者
（区）係長昇任者
（区）一般職員および新規採用職員に対し、文書に関する研修の一部で公文書管理の説明をしている
（区）全庁職員向けに文書事務の手引を作成し、文書係だよりを不定期に発行している。文書担当者向けには年度末処理マニュアルを作成し配付している。
（市）新規係長職
（村）行っていない
（村）実施していない

４　アンケート結果から得た課題

ここで、アンケート結果からみえた課題等をまとめる。

（1）書庫の狭隘と「永年」保存文書

問１の「永年」保存文書を設けているとの回答は86%と高い数値だった。問1-1をみると、「永年」保存文書でも見直しする仕組みがある、そのまま無期限で保存を継続しているともに約50%とあり、「永年」保存文書が書庫狭隘の一因となっていることが伺える。問３で書庫満杯と回答した自治体が70%あり、問3-1をみると、そのうち35%が専用業者の商用書庫（レコードセンター）にて保存、電子化や自前の書庫等を確保しているなど、書庫狭隘に対する各自治体の取り組みがみられる。

今回の回答で、「永年」保存文書を見直しする仕組みがどのようなものか、具体的な意見

をもらう必要があった。電子化や常用文書に切り替えるなど想像はできるが、実際の具体的な取り組みを聞く設問にはなっていなかったので今後、このようなアンケートをする際は、この項目について今以上に具体性を取り入れた内容で設問をしてみたい。

書庫狭隘や「永年」保存文書は、課題ばかりが目につくが、明治期から文書保存期限に「永年」等[3]、文書を永久的に保存することが明記されてきた意味を忘れてはならない。当館に貴重な公文書等が保管されているのは、永久に必要であり後世に残すべき文書等と判断し、保存期間を「永年保存」としてつなげたからこそ、東京府・東京市行政文書33,807点が国指定重要文化財となったといえよう。このようなことを踏まえながら、「永年」保存文書の評価選別と適切な保存等について、本セミナーを通して意見を重ね、各自治体にとって最適な保管方法へとつながることを期待したい。

（2）文書の廃棄等選別者

問２の、文書の保存期間満了後の廃棄については最終的に誰が判断しているかという設問に対し、各部門の文書管理責任者（部長職・課長職等）55％と本設問の中で一番高い数値となった。これは、行政と文書の価値を十分に理解している管理職が選別をしているといえるだろう。しかし、文書の価値を理解していることは、反面、業務執行上の都合や業務多忙により、廃棄判断を鈍らせる可能性がある。世間を騒がすような事案等が生じた際、住民等の公文書等に対する目は厳しくなる。

文書廃棄等の判断は疑いをもたれてはならない。よって、判断する者は、第一に実務を行っている文書管理責任者等行い、公平性等の担保からアーキビストによる評価選別を経て、さらに第三者（公文書管理委員等）の眼が必要だろう。

（3）公文書管理条例制定

公文書管理条例制定について取り上げる。問６で公文書管理条例を制定する計画があるかという回答については、条例制定について計画がない自治体が91％と非常に高い数値となっている。問6-1を見ると、制定の計画がない主な理由として、現行の文書管理規則等で問題がないという意見が76％となっている。公に効果を発揮する条例化は、歴史的公文書等を共有財産として、住民等の利用を保障する等、公文書等の管理と利用に関する責任の明確化につながる。これは、内的に効力を発揮する規則等では成し得ないもので、理想を掲げれば条例化を進めたいだろう。しかし条例化は、自治体全ての文書管理が大きく変わることとなる。実現するには、相当の覚悟と準備が必要だろう。特に、公文書館あるいは公文書館機能がない自治体においては、重要性は分かっていても実現するための環境が整っておらず、計画に留まる場合もあるのではないか。これらを考慮すると、「現行の文書管理規則等で問題がないため」「公文書管理条例を制定する計画がない」が多数を占めることもやむを得ないかもしれない。

本年度のセミナーでは、このアンケートに基づく実態報告と組み合わせて、東洋大学の早川和宏氏に行政法の立場から地方自治体の課題を論じていただいた。その講演では、文書の移管、整理、保存、公開のプロセスで、公文書管理規則と条例にどのような違いが生じるのかが明確に語られていた。今後とも、このような観点からの学びの場を地道に設けていくことが大切になるだろう。

（4）専門家（アーキビスト）の養成等

最後に、専門家（アーキビスト）（以下「専門家」という。）の採用又は養成の必要性につ

いて取り上げたい。問９の公文書館（あるいは公文書館機能を有する機関）の設置を実現するために何が重要であると思うかという設問に対し、専門家の採用あるいは養成をすることが13％とあった。本設問の他の回答に、公文書管理法や公文書館制度の重要性を知ってもらうこと（20％）、公文書管理規則を改正し、歴史公文書の移管の仕組みづくりや体制を整備すること（20％）等あるが、そのためにも助言等できる専門家がいたほうが現実的だろう。問10公文書館全般で困っていることに、専門家の確保が難しいこと（５％）があった。書庫の狭隘といった施設面の問題を除けば、やはり専門家の助言等が必要と感じているからこそ、このような回答になったと考えられる。

専門家について、古文書が読める、歴史の造詣が深い人物が望ましいという見識で採用を行っている自治体も少なくないだろう。確かに重要な要素だが、公文書管理上では、それだけでなく行政の実務経験があり、作成課と文書保存機関との懸け橋になるような職員こそアーカイブが求める人材なのではないだろうか。そのためにも、常勤職員からアーカイブに興味を持ち意欲ある者を、長期に渡り文書管理の部署にて経験を重ね、専門性を高めてもらうことが必要と考える。

会計年度職員を専門家として採用する選択もあるだろう。公文書館あるいは公文書館機能を有する施設は、会計年度職員がその専門性を大いに発揮できる場である。ただ、会計年度職員の採用期間が期限付きであることが問題となるだろう。その自治体の特徴を把握した頃には採用期間が終了となり、培った専門性が活かせなくなるのは非常に残念である。

自治体にもよるが、常勤職員は概ね１から３年で異動となる。会計年度職員にも期限がある。専門家（アーキビスト）の養成は、経験や知識更新等から長期に渡ることからも、公文書管理を考慮した組織づくりが不可欠となる。

おわりに

本アンケートの結果が、即座に自治体にとって大きな変革につながるとは思わないが、他の自治体の取り組み等が参考となり、役立ててもらえればと思う。また、本アンケートは各自治体の文書管理の実態をまとめ、文書保存機関との接続に対する課題等を共有するための調査であった。この結果を見て、文書作成課等の実態を文書保存機関が受け止め、つながりを深める一翼になれば幸いである。

御多忙の中、本セミナーのため、アンケートにご協力いただいた各自治体の皆様に、厚く御礼申し上げます。

1　公文書管理法：平成21年（2009）６月24日成立、同年７月１日公布、平成23年（2011）４月１日施行

2　本セミナーは、特別区協議会の事務所である東京区政会館（千代田区飯田橋）を会場としているため、多摩・島しょ地域の職員の中には会場までの距離を考慮して躊躇するケースがあったが、新型コロナウイルス感染症対策のために令和３年度からオンラインを活用することにより、より出席しやすい環境を整えることが可能となった。

3　明治19年(1886)３月の「簿書編纂及び保存期限例」と21年の同改正により、東京府文書は普通文書と課別文書に分けられ、それぞれについてその保存期間により、第一種＝永年保存、第二種＝７年保存、第三種＝３年保存とされた。（参考『東京都公文書館だより第24号』「東京文化財ウィーク2013企画展「明治期東京府文書の施文書管理」」より抜粋、「第１種本庁定規　〈議事課〉」（請求番号：616.B6.19））

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

東京都公文書館の施設移転と資料保存の取り組み―学校活用から新館まで

東京都公文書館　整理閲覧担当
中元　直子

はじめに

東京都公文書館では、昭和18年（1943）７月１日都制施行から現在までの移管等文書、慶応４年（1868）から昭和18年までの東京府・東京市から引継いだ行政文書[1]、明治期から現在までに作成された庁内刊行物、江戸明治期の史料（都指定文化財史料、各局・史料編さん事業の収集資料や筆写類）、江戸・明治から昭和初期頃の地図類、旧都映画協会や報道課引継の映画フィルム・写真ネガフィルム等の視聴覚資料、寄贈された個人アーカイブなどのさまざまな資料を所蔵している。多くの資料は経年劣化と利用による破損があり、原本保護のため、原本から作成したマイクロフィルムと電磁的記録媒体（電子画像）などの複製物で閲覧利用に供している。これら資料群は永続的に保存していくことが求められている。

画像１　竹芝庁舎（2021年撮影）

昭和43年（1968）開館以後、東京湾に面した港区海岸竹芝地区から多摩川沿いの住宅地内に建つ学校校舎を活用した二子玉川地区、そして武蔵国の行政の中心地として国府や国分寺が置かれていた国分寺地区へと、２回の移転を経験し、環境の変化から「資料を守る」という課題と常に向き合う50年となった。

国分寺市に建設した新しい公文書館では、過去二つの施設で培った資料保存の取り組みを継続しつつ、最新の機能を活用して、貴重な資料を永久に保存することをめざしている。

一方、既存施設を活用する類似施設が増えていることから、この稿では過去二つの施設での資料保存の取り組みを紹介し、既存施設で「資料を守る」ことの課題と、新しい公文書館の今後の課題についてまとめてみたい。

１－１　開館当時の施設　竹芝庁舎

戦後復興に取り組む東京都では、事務領域の拡大と文書量の増加により、千代田区有楽町にあった都庁の文書収蔵スペースは満杯の状況で、適切な文書管理が困難となっていた。

この問題を解消するため、昭和39年から公文書館建設が計画され、都庁文書課の長期保

存文書の引継ぎ機能と文書課が行っていたマイクロフィルム化事業[2]、都政史料館[3]の史料と機能を統合して、昭和43年10月に東京都公文書館は開館した。

港区浜松町竹芝桟橋に隣接する用地に、敷地面積3,834㎡、鉄筋コンクリート造、地下１階・地上６階建・書架延長１万ｍ[4]、東京都職員研修所との複合施設として建設され、建物の三分の二に研修所の教室・講堂・食堂、三分の一のスペースが公文書館であった。

画像２　有楽町都庁模型（館所蔵）

公文書館の１階には受付ロビーと小規模な展示スペースがあり、各階に４係[5]の事務室、２階に閲覧室、２階～６階に専用書庫が設置されていた。

６階の書庫には、明治期の府市公文書・江戸明治期史料・江戸図などの貴重資料、５階の書庫に都文書（昭和18年以降）、４階の書庫には図書類と庁内刊行物、３階の書庫は大正・昭和戦前期の府市公文書、マイクロフィルムや都公文書・図書などが２階に配置され、階移動用のエレベーターも設置されていたため、各階の移動はスムーズであった。一部の都文書・貴重資料は文書箱やキャビネットの中で保管していたが、多くの資料が棚に直接並べて配架されていた。

３階～６階書庫は天井が高く、書架の間隔も広めでブックトラックや台車がスムーズに移動することができ、扉は鉄製で、書庫内には窓はなく、消火設備は書庫専用の二酸化炭素消火設備（不活性ガス消火設備）を採用していた。

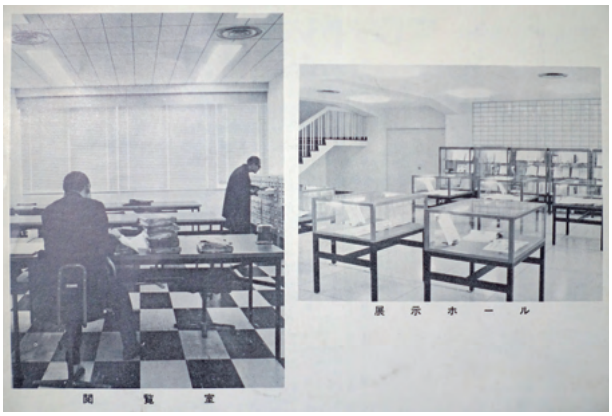

画像３　開館当時の２F 閲覧室・１F 展示スペース
（案内リーフレットより（総務 C276））

空調は事務室と書庫の２系統で制御されていたが、書庫系統は１室ごとの調整はできず、運転時間は庁舎開館時間（９時～17時）のみだったため、日中と夜間の日較差が大きく、夏は冷房、冬は暖房と年間を通して書庫内の温湿度は不安定な環境となっていた。さらに、貴重資料を収蔵していた６階書庫では、天井からの熱の影響で日中は温度が上がりやすく、階下の書庫に比べて温度が高めになる傾向にあった。

画像４　６階書庫の明治期東京府市文書

画像５　３階書庫の大正・昭和戦前東京府市文書

１－２　収蔵庫問題

画像６　地下書庫（竹芝）

竹芝庁舎開館から四半世紀が立った頃から、収蔵庫スペース不足が心配されるようになり、建物についても老朽化による雨漏りが発生するようになっていた。

平成８年（1996）に東京都職員研修所がお台場に移転したことを機に、竹芝庁舎は公文書館の管理施設となり、各階に分散していた３係[6]の事務室を旧研修所側の１階１室に統合、閲覧室も１階に移された。公文書館の旧事務室と研修所の教室は、書架を設置して書庫に転用、地下駐車場には仮設プレハブを建て書庫とした。

これで収納スペースを確保することはできたが、書庫に転用した事務室や教室は、窓から流入する外気の影響を受けやすく、空調も事務室と同系統だったため、温度・湿度を適切な環境に設定することができなかった。新しく設置した消火設備用のダクトからは外気が流入し、ダクト内には鳩が営巣するなどの問題も発生した。湿度が上がりやすい地下書庫については、狭い空間に書架を設置したため、空気の循環が悪く、たびたび資料に「カビ」が発生している。全職員でカビのクリーニングを実施したが、適切な環境を維持できる書庫はすでに満杯だったため、地下書庫や事務室書庫に配架するしかない状況であった。

画像７　職員による除塵・除菌作業の様子
（６階講堂ロビー）

貴重資料庫については有志職員により温湿度計の目視観察は実施されていたが、経常業務としての位置づけや方針がなかったため、効果は発揮されず、「予防」や「対策」への取り組みは十分ではなかった。

１－３マイクロフィルムと視聴覚資料の保存

画像８　AD ストリップ調査の様子

東京都では、公文書等の増加による書庫の狭隘を緩和するとともに、文書の保管（散逸防止）と閲覧・複写等の事務合理化を図るため、マイクロフィルムによる文書保存方式を採用[7]し、昭和 33 年４月から総務局文書課において撮影事業が開始された。公文書館が開館すると、マイクロフィルム化業務はマイクロフィルム係が担うことになる[8]。その後、マイクロフィルム事業の見直しとともに、平成３年度から閲覧利用が多く貴重資料である東京府・東京市文書や江戸明治期史料のマイクロフィルム化に移行する。平成 15 年度にマイクロフィルムの電子化を行い、閲覧室ではこの電子化画像を閲覧利用に供している。

現在、当館では約 70,000 本のマイクロフィルムを保存している（昭和 33 年度～令和４年度までに作成（複製を含む）・寄贈・購入したもの）。初期に作成されたマイクロフィルムはセルロースエステルの TAC ベース[9]のフィルムで作られており、所蔵していた TAC ベースフィ

ルムから強い酢酸臭を放つようになった。館内でADストリップによる劣化度調査を実施し、劣化が進んでいるものから順次PETフィルム複製を作成し、現在すべてPETフィルムに置き換わっている。マイクロフィルムのほかにも旧都映画協会や報道課引継の映画フィルム等、安定した温湿度環境での保存が必要な資料があり、調湿キャビネットを購入し、定期的に乾燥剤・吸着剤を入れて管理している。

１－４　資料の受入（燻蒸・修補）

開館当時､竹芝庁舎の１階には「製本室」と「消毒室」があった。昭和45年（1970）８月19日（45都公発第236号）「東京都公文書館資史料整理保存手続」[10]の中に「（資史料の補修と消毒）　第９　損傷した資史料は、臨時補修し、虫損のおそれある資史料は、消毒を行うものとする」とある。昭和46年度予算概要の事務事業として「文書類の製本補修事務」があり、「当館の製本業務は損傷した資史料及びマイクロフィルム化済で原本の必要とする公文書の簡易製本及び補修」[11]とあり、「製本室」には補修ができる専門の職員が平成３年（1991）まで勤務していた。

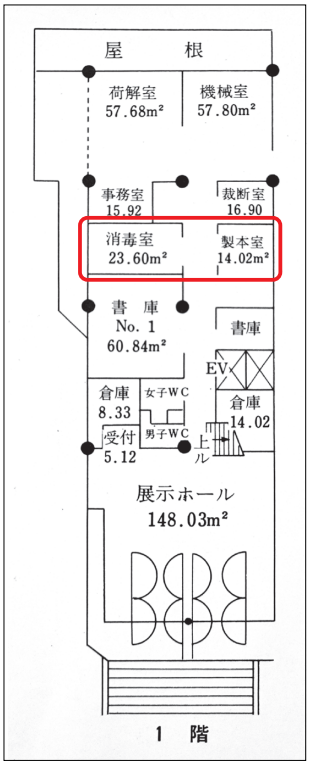

画像９　竹芝庁舎 公文書館１階館内図

「消毒室」については、「東京都公文書館要覧」に掲載されている主要設備[12]の中に「文書類殺虫設備　真空式殺虫装置　１台」と記述されている。文化財資料を対象にはじめて臭化メチル燻蒸を導入したのは、1960年正倉院事務所が最初で、燻蒸罐は九州国立博物館に保管されている。1970年代以降、臭化メチルによる燻蒸が増加し、当館も開館時に燻蒸罐を導入したと思われる。

開館当時どのように運用されていたか記録はないが、昭和50年（1975）４月から公文書館マイクロフィルム係、一年後に整理閲覧係に着任した当時の職員によると、蒸気機関車のようなお釜の本体と、排気の際に除毒させる装置と防毒マスクがあり、（公文書館へ）異動した当時、使用する機会はなかったが、整理閲覧係の職員が国家資格「特定化学物質等作業主任者」を取得（同職員は昭和61年に取得）し、新規の収蔵資料や環境の良くない書庫に配架されている資料を臭化メチル・酸化エチルの混合薬「エキボン」で燻蒸を行ったという。新規収蔵資料の中には、昭和63年（1988）元東京大学総長内田祥三氏寄託資料（後に寄贈）が含まれる[13]。燻蒸剤の主成分である臭化メチルがオゾン層破壊物質として「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」[14]において指定され、平成16年末をもって全廃となる。当館でも「モントリオール議定書」を受けて、平成３年（1991）内田資料の燻蒸を終えた後、「エキボン」の使用を停止し、「消毒室」は倉庫となった。その後、薬剤を用いた定期的な燻蒸処理は実施していない。

臭化メチル全廃を契機に、薬剤を使用しない方法による資料保存　IPM（Integrated Pest Management　総合的有害生物管理）[15]の取り組みが全国的に導入されるようになり、当館でも建物の老朽化や書庫不足、書庫転用環境の温湿度問題、カビの発生、鳩の営巣による害虫の侵入など、さまざまな問題を抱える中、資料保存への取り組みについて模索するようになる。

平成18年（2006）、外部の有識者[16]を招いた館内研修会を開き、資料保存についての講

義および書庫の問題点についてアドバイスを受けることができた。アドバイスを受けて、カビが発生した書庫や湿度が上がりやすい書庫にはサーキュレータを設置して空気の循環を図る、各所に温湿度ロガーを設置して書庫環境を観察し建物管理担当者と空調の運用について相談する、「害虫トラップ」を館内全域に設置して生息生物の調査分析をするなどの対策を行った。この取り組みですべて改善されたわけではないが、公文書館職員の中で「資料保存」に対する意識が根付くきっかけとなった。

平成 21 年、史料保存に関する業務を組織的・計画的に実行できる体制が整えられ「史料保存グループ」（現在：資料保存グループ）が発足した。各書庫に温湿度ロガーを設置し、害虫トラップ調査を定期的に実施、毎月の活動報告を月報にまとめ館内で回覧した。

活動の中で、職員から書庫内の空調の異変や虫の目撃情報が寄せられるようになり、目にとまりにくく、何気なく通りすぎてしまっていたことに意識が向くようになったことは、大きな成果であった。

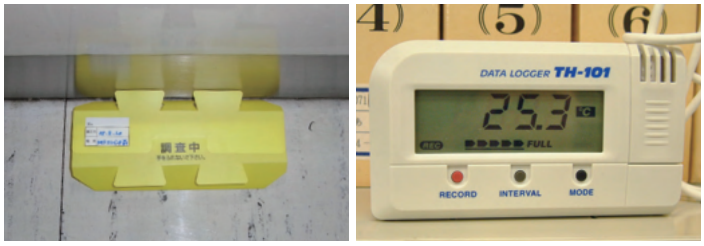

画像 10　書庫等に設置したトラップと温湿度ロガー

資料保存グループの活動については、東京都公文書館だより第 18 号「史料保存グループ活動報告」（竹芝庁舎での取り組み）、第 26 号「資料保存グループ活動報告」（旧都立玉川高校での取り組み）[17] で紹介している。

１－５　立地の問題

開館から約 40 年使用した竹芝庁舎は、資料専用の書庫があり、水を用いない消火設備や資料の燻蒸設備など、当時出来得る限りの資料を保存するための機能を持っていた。しかし、今振り返ると、その立地には課題が多い。

竹芝地区は東京湾に面し、最寄り駅は羽田国際空港からモノレールが乗り入れる JR 浜松町駅、駅を出ると左に東京タワーと芝増上寺、右に進むと首都高速道路が横切り、竹芝桟橋につきあたる。ここから伊豆・小笠原諸島へ渡航する竹芝客船ターミナルがある。海岸沿いの北側には都立公園浜離宮恩賜庭園があり、平成７年～８年にかけて行われた竹芝地域開発による商業施設と東京臨海新交通「ゆりかもめ」が開業するまでは、庁舎の窓から東京湾を一望することができた。交通の便もよく、整備された商業施設や公園があり、生活環境としては恵まれていると言える。

しかし、海に近いがゆえに塩害による鉄筋腐食劣化の速度が速まり、商業開発地域であったため粉じんや大気汚染の影響を受けやすい環境でもあった。

屋根や壁のひび割れ・水漏れ・破損・雨樋や側溝の詰まりなど外装・外構の劣化は施設内にもおよび、壁や天井のシミや汚れ、温湿度の変化、漏電など、建物の老朽化は資料を保存する施設として大きな課題となる。

１－６　仮施設への移転

1980 年代末頃から、新館構想が検討されるようになり、平成４年「新しい公文書館の実現に向けて　平成４年度　東京都公文書館あり方検討委員会報告書」[18] がまとめられている。

新館構想は何度か出ては消えを繰り返す中、竹芝地区の都有地活用事業「都市再生ステップアッププロジェクト」の実施が決定し、平成 24 年（2012）に世田谷区の旧都立玉川高校への仮移転が決定する。

平成 17 年（1995）阪神淡路大震災の後、被災資料の救済と保存、防災意識の高まる中、仮移転の前年、平成 23 年（2011）に東日本大震災が発生した。東京 23 区で震度５弱以上を観測、竹芝庁舎では書架が歪み、資料の落下、壁や窓ガラスに亀裂が入るなどの被害を受けている。津波による影響はなかったものの、東北地方の被害を目の当たりにし、海岸沿い施設のリスクを改めて考える機会となった。

画像 11　箱詰めされた資料

約 40 年間蓄積された資料の移転には相当なエネルギーが必要となる。仮移転先での配架計画、資料の棚卸し、開架されていた資料のクリーニング、箱詰め作業、未整備資料の整理など、職員一丸となって行った。搬送を目的に資料の箱詰めを行ったが、仮移転先では資料の保存場所が教室になることを考え、埃・虫・光・温湿度などの外部影響を直接受けないように、仮移転後も資料は箱から出さず、箱のままで配架する方針となった。箱の素材も、２度目の移転（本移転）を考えて、ダンボール製の文書箱に詰めらた。移送する際、文書箱の中で資料が動かないように、資料を隙間なくめいいっぱい詰め込んだため、資料が取り出しにくい箱があり、新館移転後、少しずつ中性紙箱への入れ替えやリハウジングを行っている。

２－１　旧都立玉川高校

仮移転先の旧東京都立玉川高等学校は、昭和 30 年（1955）に開校、昭和 53 年（1978）に世田谷区玉川の新校舎に移転。平成 20 年（2008）４月に旧東京都立砧工業高等学校（世田谷区岡谷）と統合し「東京都立世田谷総合高等学校」として開校している。平成 20 年に閉校となった校舎を、平成 24 年から令和２年の８年間、仮移転先として活用することとなった。

画像 12　旧都立玉川高校　校舎

校舎は、多摩川沿いの閑静な住宅地の一角に位置し、敷地面積 23,411 ㎡、地上３階建、管理棟・特別教室棟・普通教室棟の３棟と格技棟がある。特別教室は、管理棟と普通教室棟をつなぐ廊下にあり、物理教室や調理室などには作業机や什器がそのまま残されていた。

学校施設を活用するにあたり、多種多様な資料群をどのように配置するかを検討するため、移転前に施設の環境調査を行っている。施設の改修工事が始まる直前の１年５ヶ月の間、各フロアに温湿度ロガーと虫トラップを設置した。

２－２　学校校舎の温湿度

高温になりやすいのは最上階の３階フロアと南西向きの教室、最も湿度が高いのは下層の東側１階フロアであることがわかった。普通教室棟の１階は南西向きに窓があり、中庭の植栽と正面に建つ管理棟によって日差しが遮られるため、湿度が高くなる傾向にあった。また管理棟の１階南西向きにある保健室も湿度が高く、原因としては建物に隣接している植栽の影響と考えられた。

調査結果から、管理棟と普通教室棟２階フロアが建物の中で一番温度・湿度が良いことがわかり、貴重資料は管理棟と２階フロアにあった図書室に配置、２階フロアから３階フロアへ順番に資料を配架して、湿度が高い１階の教室西側の４室は書庫が満杯になったら使用する場所とした（８年後の本移転時には教室西側３室と１室の途中まで文書が配架されている状態であった）。

画像 13　管理棟・普通教室棟と植栽

書庫となる教室には空調設備がないため、全室に空調（エアコン）を設置、データロガーで温湿度の観察を継続しながら、季節ごとに空調の暖房･冷房･送風の切り替えを手動で行い、365 日稼働させた。

一年目の夏、書庫教室の扉に大量の結露が発生している。原因は室内の温度（冷房）と廊下（常温）側の温度差によるもので、扉の隙間を隙間テープで埋めることで、結露の発生を抑制した。湿度の高い書庫教室には除湿機を設置、空調の風が直接あたるところでは、箱内が結露によってカビが発生しやすいことがわかり、サーキュレータを置いて空気を循環させた。

画像 14　サーキュレータ

２－３　生息生物対策

仮移転前調査では、夏季の３か月間、粘着トラップを設置し、校内に徘徊する虫の種別と生息範囲を確認する調査を行った。

都内の海岸沿いに建っていた竹芝庁舎とは異なり、外庭に生息するダンゴ虫やコオロギ､ムカデが室内でたくさん捕獲され、文化財害虫であるゴキブリやチャタテムシ、シバンムシ、カツオブシムシ（抜け殻）､イガなども捕獲されている｡捕獲場所は、１階フロアと教室棟の非常口や出入口扉付近、トイレの近くなど、外から侵入しやすい場所に集中していた。扉には隙間があり虫の進入が容易で、扉にシーリングをしても隙間を完全に埋めることはできず、暖かく薄暗いところを好むダンゴムシやワラジムシなどは１階の廊下でしばしば発見された。虫以外の動物、ネズミやハクビシンの目撃情報もあった。

画像 15　教室を書庫に転用

仮移転後も、定期的なトラップ調査を継続し、扉や窓にシーリングを行い、校舎の外周には虫と小動物対策として忌避剤を定期的に散布し、生物が寄りつき難い環境にする対策で対処した。

２－４　校舎活用の課題

学校校舎は、生徒にとっては日当たりが良く風通しの良い環境ではあるが、資料の保存環境としてはたいへん厳しいものであった。玉川高校から次へ移転する際には原状回復をして施設を戻すことになっていたため、大規模な改修も行えない制約があった。

ここで校舎活用の課題と当館が実践した対策をご紹介する。

①エレベーターがない

通常、ブックトラックや台車で資料を運搬するが、階段での運搬ができないため、各階の階段前の踊り場にブックトラックやカートを常置し、階段を上り下りする時は手で運んだ。資料が詰まった文書箱はたいへん重く、男性職員がとても重宝された。大きい資料も数人がかりでの運搬となった。

画像 16　窓が多い校舎内廊下

②扉や窓が多い

教室や廊下は、全面に窓があり、通気も良く、解放的な環境ではあるが、外気温と雨風の影響を受けやすく、網戸もないため虫が侵入しやすいことから、窓の隙間を埋めるシーリング施行を行った。しかし、完全に雨風や埃の侵入を防ぐことはできず、たびたび、雨漏りや窓から雨水が染み出して室内を濡らすことがあった。台風前後は必ず施設内を巡回し、雨水の被害がないか点検することが恒例業務となった。

画像 17
窓に設置した遮光カーテン
外風で膨らんでいる様子

③光、紫外線、熱

光と紫外線を防止するため、書庫教室すべての窓に遮光カーテンを設置した。太陽の日差しから受ける温度の上昇は完全に防ぐことはできなかったが、台風などの雨風の強い日は、カーテンが雨風を防ぐ役割を担っていた。

書庫内照明は紫外線防止用の蛍光灯を採用し、入庫時以外は消灯している状態で管理していた。

今回、収納量（資料をすべて配架しなければならない）や動線を考慮して書架は教室内の窓近くまで設置された。窓際の資料は外からの影響を直接受けるため、書架はなるべく窓から遠ざけるように設置することをお勧めしたい。

④空調（エアコン）の設置

「２－２　学校校舎の温湿度」で触れたが、すべての書庫教室に業務用の空調（エアコン）を設置した。季節ごとに空調の暖房・冷房・送風の切り替えを室外機の系統ごとに管理していた。温度が高い場所の空調と湿度が高い場所の空調が同系統の室外機で繋がっている場合もあるため、空調の切り替え時期や温度設定はきめ細かく設定した。

画像 18　教室書庫全室に設置した空調

24 時間運転をしていた空調機にも不具合が起こりやすくなり、水漏れもしばしば発生、移転直前に資料に水がかかる被害も発生している。

空調設備の下に資料が置かれていないか、どうしても空調の下に置かざるをえない事情がある場合は、万が一を考えて資料を防護できる対策をとること、そして空調設備の日常点検と整備を怠らないことが大切である。

⑤トイレ、水場が多い

校舎には、各階にトイレと手洗い場などの水場がある。水漏れや虫の出入りを防止する対策として、職員や来館者が使用するトイレを限定し、使用しないトイレと水場はすべて封鎖

した。

⑥資料を加害する虫の侵入防止

建物の構造上、資料を加害する虫の侵入が容易で、虫を完全に遠ざけることは困難な環境であった。そこで、文書箱のすべてに防虫剤（家庭用ピレスロイド系）を投入する対策を実施した。幸いにも、虫損被害は確認されていない。

画像 19　文書箱内の防虫剤

⑦カビ対策

湿度が上がりやすい書庫に配架され、かつ竹芝庁舎移転時のクリーニングが不十分であった資料にはカビがたびたび発生した。点数が多い場所では除塵除菌処理を業者に委託し適切な処理を行い、書庫内に除湿機、サーキュレータを設置するなど、再発防止につとめた。

画像 20　外気・埃・虫が侵入しないようにシーリングをした書庫の扉（外）

⑧粘着マットの設置

竹芝庁舎の頃から、靴裏の埃や菌を書庫内に持ち込まないように書庫扉の前に粘着マットを設置していたが、玉川高校でも貴重資料を配架している書庫やカビの発生履歴のある資料が配架されている書庫に粘着マットを設置した。

⑨貴重資料の書庫に窒素消火装置を設置

校舎には水を放出する消火設備スプリンクラーが設置されている。紙資料に水は厳禁ではあるが、全室に窒素消火設備を設置することはできないため、貴重資料の東京府市文書を配架する書庫にのみ窒素消火設備を設置した。消火後に空気室内の窒素ガスを室外へ放出するためのダクトが窓に設置されて外気の出入り口となることを心配されたが、比較的温湿度の安定した 2 階の図書室に配架したおかげで、大きな影響もなく、本移転まで資料の状態を維持することができた。

３　新館移転　新しい資料保存施設として

平成 26 年（2014）３月、国分寺市泉町の都有地を移転先とした「東京都公文書館改築基本計画」を策定した。立地は、JR 新宿駅より電車で約 30 分の JR 西国分寺駅から徒歩 10 分、武蔵国分寺公園と多摩図書館に隣接し、周辺には東山道武蔵路跡や武蔵国分寺跡の国指定の史跡など、歴史や緑豊かな環境にある。令和２年（2022）４月開館、敷地面積約 6,000 ㎡、延床面積約 10,259 ㎡（内書庫面積約 4,706 ㎡）、可動式書架を導入し、今後増加が見込まれる移管文書等の収納を見据えた規模となっている。施設は外からの熱・光を遮断する外壁二重・断熱構造と太陽光パネルを採用し、発電電気を建物で消費することで省エネを図る最新の ZEB を導入した。周囲の環境に配慮しつつ最適

画像 21 新館 令和２年西国分寺市に移転開館

な資料保存環境、24 時間 365 日書庫内の温度・湿度環境を維持管理できる施設が実現した。書庫空調は自動運転で、空調設定値[19]が維持されるよう管理されている。

書庫は可動式書架を採用、重要文化財の東京府・東京市文書を保管する書庫は調湿材を用いた木製の内装材で、資料を安定した状態で保管するため固定式書架を設置した。消火設備は「ハロン消火設備」を採用している。

画像 22　施設内の廊下

施設内では生物対策としてゾーニングの考え方を導入、館内を収蔵庫エリア・作業エリア・執務エリア・来館者エリア・半屋外エリアの５つに区分し、外部環境から持ち込まれる生物や汚れを収蔵庫エリアに持ち込まないように配慮している。エリアの内装は、汚れや虫等がすぐに見えるように白に統一し、清掃しやすい材質を採用した。収蔵庫エリアから書庫に入る緩衝空間には「前室」を設け、外部からの空気や虫等が書庫内に直接入ることを防ぎ、収蔵庫エリアと閲覧室・作業室など他エリアとの温湿度変化の差を緩やかにすることで資料への負担を減らすことができる。人が入庫する時は前室の扉と書庫の扉を同時に開放せず、さらに書庫内を「正圧」に設定し、前室・廊下の空気を庫内に流れ込まないようにしている。マイクロフィルムは、保存に適した低温低湿の環境を維持できるマイクロ保管庫を設置し、閲覧室との温度差による結露を予防するため、使用したフィルムはすぐにマイクロ保管庫へ戻さず、保管庫の前室で 12 時間「慣らし」てから保管庫へ戻している。

資料を運搬するブックトラックや台車は、土足エリアから収蔵庫エリアに直接出入りしないように、エリアごとに限定し、人も収蔵庫用履物に履き替え、必ずブックトラックの車輪や靴裏に付着している汚れを除けるように、収蔵庫エリア･書庫の出入口に粘着マットを配置した。また、隣接する公園から虫が施設内に入りこみやすい環境にあるため、定期的に忌避剤を散布する対策を実施している。執務室エリア・作業エリア・収蔵庫エリアなどとともにふだん人があまり出入りしない空間も定期清掃を実施し、生物の繁殖源となる埃や菌が溜まらないよう対策をとっている。

画像 23　（上）扉や靴箱の表示
（下）粘着マット・マイクロフィルム「ならし」スペース

当館が所蔵する「東京府・東京市行政文書」は平成 26 年（2014）８月 21 日に国の重要文化財に指定され、国民の貴重な財産として、未来永劫、大切に保存していくための適切な保存環境を整備することが求められた。新館基本構想の中で「首都東京の公文書館として、住民自治の礎となる行政の説明責任を果たすと

画像 24　新館書庫
国指定重要文化財　東京府市文書

ともに、歴史的・文化的価値のある公文書等を後世へ継承するため、更なる機能・強化を図ることができる施設とする」こととし、文化財を保存できる十分な機能を持つ施設として設計され、かつ竹芝庁舎や仮移転先の学校校舎で培った資料保存への意識や経験を盛り込んだ施設となっている。

おわりに

「新しい公文書館の実現に向けて　平成４年度　東京都公文書館あり方検討委員会報告書」[20]では、公文書館の施設・設備の在り方がまとめられている。

〈立 地 条 件〉保存環境･･･風水害、地震、火災等災害発生の危険性が低い（周辺の自然環境等資料の保存環境が良く、また、歴史的な風土・環境に恵まれた地域が望ましい）[21]。

〈施設の規模〉延べ床面積11,000㎡以上、また、その敷地については、この施設規模と立地条件等を勘案し、6,000㎡以上と設定する[22]。

〈保 存 部 門〉資料を守る安全な保存施設・設備とし、用途、室別に整備する[23]。

・恒温、恒湿を保つとともに、遮光、防火･防犯等のための設備を設ける。（二重屋根、二重壁、個別空調、ハロン消火、防火扉等）
・貴重類書庫（室周囲の木製化、木製の固定式書庫）を設ける。
・MF保管庫（特別な温・湿度管理を行う収蔵庫等）を設ける。
・書架（固定式、移動式）を効果的に配置する。

当時は夢物語のように感じられた報告書も、30年後にほぼ完ぺきに実現できていることがとても感慨深い。

しかし、新しい施設も築年数が進めばいずれは朽ちていくものである。新築建材等に含まれる水分や化学物質は資料にダメージを与えるため、化学物質が枯れるまで数年は環境調査を継続する必要がある。機械設備も年数を経れば不調が起きやすくなり、空調の不調は書庫内環境に直結し、保管している資料に影響を与えるため、書庫環境の調査は継続していく。施設外では、季節変動や周辺の変化（隣の用地には５階建ての国分寺市役所が開所予定（令和７年））の影響も慎重に観察していく必要がある。これら環境調査の目的は、問題点の早期発見と悪化を予測し対策を実行することであり、発見や対策の遅れ、それを放置することは資料に与える被害の可能性を高め、対策のためのコストを増やす結果となるからである。

今後の課題として、「資料」の保存対策がある。府市文書のように作成年の古い資料や昭和期の脆弱な紙で作成された都文書や資料類は、経年による劣化と利用による損傷があり、青図や写真のような取扱いが難しい資料など、このまま放置し利用し続ければ劣化速度が進み、失われてしまうことも予測される。まず、長期間保存しかつ利用に供していくために、資料の状態や特徴・利用頻度・資料の価値を判断し、適切な措置（クリーニング・修復・補修・デジタル撮影など複製物の作成・リハウジング[24]）を選択しなければならない。

資料を後世まで大切に保管していくため、将来を見据えた体制づくりと保存計画、資料の保存対策に引き続き取り組んでいきたい。

1　平成16年３月10日「東京府及び東京市関連行政文書」は、東京都指定有形文化財指定、平成26年８月21日「東京府･東京市行政文書」33,807点が国の重要文化財に指定されている。

2 詳細は「１－３マイクロフィルムと視聴覚資料の保存」項を参照
3 昭和27年設置、戦時中文書疎開して焼失を免れた東京府･東京市文書や市史編纂で収集された資料を管理していた施設。閲覧機能もあった。
4 「東京都公文書館（案内リーフレット・パンフレット）」（請求番号：総務C 276）
5 開館当時の事務分掌：庶務係、整理閲覧係、マイクロフィルム係、東京百年編纂係
6 事務分掌：庶務係、整理閲覧係、史料編さん係。マイクロフィルム係は前年度で廃止、平成元年から整理閲覧係にマイクロフィルム化事業が移管された。
7 昭和33年1月東京都処務規定を一部、マイクロフィルムによる保存を規程（「東京都公文書館要覧　1970」発行：東京都公文書館（請求番号：総務C 384）P17から引用）
8 マイクロフィルム係と業務については､「東京都公文書館要覧1970」発行:東京都公文書館（請求番号:総務C384）P 4「Ⅱ組織および予算」、P 17「２　マイクロフィルム化事業」を参照
9 トリアセチルセルロース(Triacetylcellulose)の略称。保存環境の温湿度が不適切な場所に保管されたTACフィルムは、加水分解によって酢酸を生成、ビネガーシンドロームを発症する。1950年～1990年代に使用されていた。
10 東京都文書「昭和45年８月19日東京都公文書館長決定（45都公発第236号）東京都公文書館資史料整理保存手続」（請求番号：206.B5.18）
11「東京都公文書館要覧　昭和46年度」発行：東京都公文書館（請求番号：総務C286）
12 脚注10参照
13 元東京都公文書館整理閲覧係職員　水野保氏からのヒアリング
14 1987年カナダで採択・1989年発効。ウィーン条約（オゾン層保護のための国際的な枠組みを定めた）に基づき、オゾン層を破壊するおそれがある物質の生産・消費を規制することを目的とした議定書
15 被害が起きてから対処するのではなく、被害を未然に防ぐ予防保存の考え方。調査点検・予防を重視し、被害発生の抑止と発生を早期に発見し、適切な対策を取る。
16 元国文学研究資料館　青木睦助教授
17「東京都公文書館だより」全号（PDFファイル）は、東京都公文書館HP内で公開している。
18「新しい公文書館の実現に向けて　平成４年度　東京都公文書館あり方検討委員会報告書」発行：東京都公文書館（請求番号：総務C110）
19 新館書庫の空調設定（2023年時点）
通常書庫：温度21.0℃（± 0.5℃）・湿度50%（± ３%）
史料室：温度21.2℃（± 1℃）・湿度52%（± 2%）
マイクロ保管庫等：温度19.0℃（± 0.5℃）・湿度35%（± ３%）
20 脚注18参照
21 脚注18参照 P14
22 脚注18参照 P15
23 脚注18参照 P20
24 適切な保存容器に収納し直し、資料への負荷を軽減させ、出納しにくい配架状態を改善する保存措置のこと。

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【活動報告】
令和５年度東京都公文書館夏企画展「旗本のライフスタイル　～家と仕事と私」

東京都公文書館　史料編さん担当
安部　玄将

はじめに

東京都公文書館では、令和５年（2023）７月 21 日（金）から９月 14 日（木）まで企画展「旗本のライフスタイル ～家と仕事と私」を開催した。

旗本とは、将軍直属の家臣の内、将軍にお目見えすることができる格の者を指す。町奉行、勘定奉行、目付、火附盗賊改といった幕府行政を支える役職も、旗本が就任するものであった。しかし、旗本家に残された史料が少ないこともあり、業務内容や生活の様子が詳らかにされているとは言い難い。そこで今回の企画展では、当館が所蔵する旗本家の史料や、明治政府が調査・作成した旧旗本家の屋敷絵図等を用いて、都市江戸に住まう旗本のライフスタイルを紹介することを目指した。

本稿では企画展の概要、関連コンテンツの展開及びアンケート結果を報告する。

ポスター

１　展示構成及び概要

展示構成は以下のとおりである。

第１章 旗本とはなにか？
第２章 旗本の仕事
第３章 旗本のくらし
第４章 旗本の墓

（1）第１章 旗本とはなにか？

第１章は、旗本入門編として、旗本の来歴がわかる「寛政重修諸家譜」（国立公文書館所蔵）から三河以来の旧臣である大久保彦左衛門忠教などを紹介したほか、「青標紙」（ＣＨ－３３８）や「武家装束著用図」（国立公文書館所蔵）を用いて、武家の服制に関する展示を行った。

このほか、当館所蔵の「武鑑」（ＦＫ－０６０、ＦＫ－０６３、ＦＫ－１０５）を展示し、旗本が昇進してゆく過程を紹介した。

第１章では旗本の来歴、服制、出世に関する史料を提示することで、観覧者が旗本像をイメージできるよう試みた。

（2）第２章 旗本の仕事

第２章は、旗本の役職、とりわけ目付に就いた旗本を取り上げ、さらに当館所蔵の「新見文書」から旗本新見家が担った役割を紹介した。

新見家は武田家の庶流と称する旗本で、正登（長門守）は寛政７年（1795）に目付に就任する。正登の跡を継いだ正路（伊賀守）は、目付、大坂町奉行を経て、将軍家慶の御側御用取次に就任する。

「新見文書」のうち、江戸城内の修理箇所などを記した「御目付心得書（新見文書）」（新見－２３３）や、その場所と目付の巡回経路を図示した「御城内御破損御見廻絵図（新見文書）」（新見－２５５）などを紹介した。

史料に記された職務内容を、絵図とあわせて視覚的に理解できるよう構成した。

「武鑑」展示風景

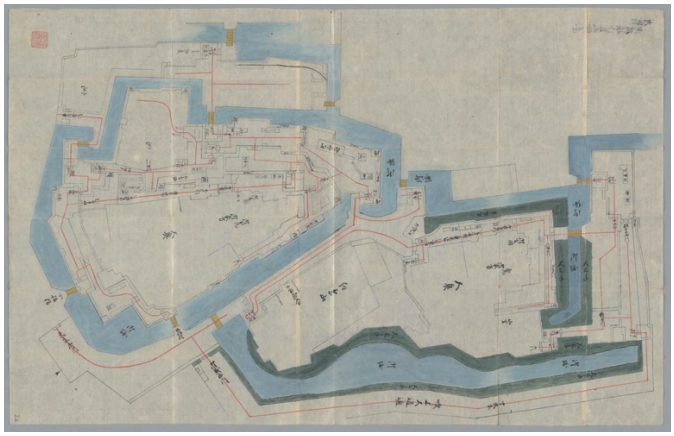

「御城内御破損御見廻絵図」

（3）第３章 旗本のくらし

第３章は、江戸に生活する旗本たちのくらしぶりを紹介した。

旗本といっても、大名並みの高禄の者から、御家人との区別があいまいな人々までくらし向きは様々であった。旗本が幕府から拝領する敷地の規模は、家禄高や役職によって異なり、身分秩序を反映していた。

旗本屋敷については、大名屋敷に比べて史料も少なく、未解明な部分が多く残されているが、当館所蔵の「旗本上ケ屋敷図」は旗本屋敷の構造を知るうえで貴重な情報を提供してくれる。今回の企画展では、「藤井理兵衛屋敷絵図」（江戸明治期史料０１０６３７）を展示したほか、「大久保九郎兵衛屋敷絵図」（江戸明治期史料０１０５４２）を４ｍ四方の床面シートに拡大印刷して、旗本屋敷の構造を体感できるように試みた。

また、旗本の中には、さまざまな文化人との交流の中で趣味を深め、自ら都市文化の担い手となった人物を見出すことができる。本企画展では以下の３名を取り上げた。

森山孝盛は、元文３年（1738）、番方の幕臣・森山盛芳の次男として江戸に生まれた。松平定信に認められ、50代に昇進を重ね、目付・先手鉄炮頭などを歴任、幕臣として充実の

時期を迎える。この間、「自家年譜」（国立公文書館所蔵）という日記を書き続け、旗本の生活と当時の社会について貴重な記録を残した。

宝暦６年（1756）に生まれた、家禄 500 石の旗本細田時富は、武家のたしなみとしての画業を超えて、黄表紙挿絵、錦絵、さらに肉筆浮世絵のプロ作家として生きた人物。絵師としての名を細田栄之または鳥文斎栄之と名乗った。

家禄 2,000 石の旗本松平定朝は、京都町奉行などを歴任する傍ら、園芸の世界、それも花菖蒲の改良と普及に関して他の追随を許さない第一人者となった。

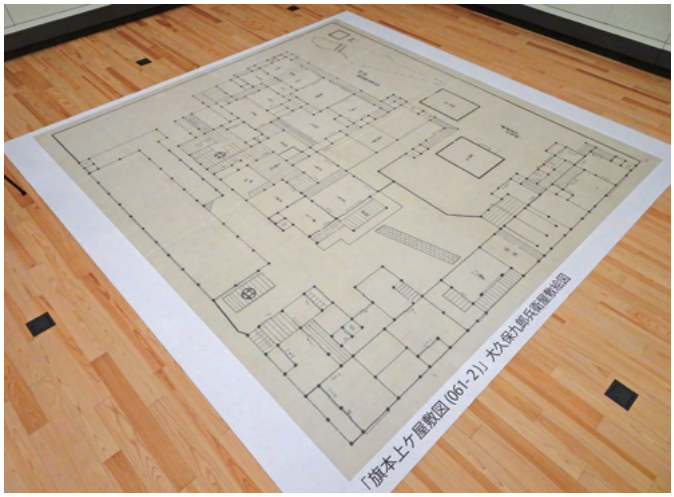

床面シート「大久保九郎兵衛屋敷絵図」

（4）第４章 旗本の墓

第４章は、本企画展の最終章として旗本層の墓について紹介した。元々、三河や甲斐などに本拠地をもっていた旗本の家祖たちは、本貫の地にゆかりの寺院があり、そこに埋葬されることが一般的であった。しかし、原則として江戸城下町に住まうこととなり、旗本が身分として成立していく 17 世紀前半期以降、江戸に菩提所となる寺院を定める旗本家が増えていった。その中で次第に墓標の形式、地下埋葬遺構の形態も固まっていくことになる。

これまでの埋蔵文化財発掘調査の成果から、旗本層の遺骸は多くが甕棺に納められていたことが指摘されている。市ヶ谷に所在する臨済宗長龍寺墓地跡の発掘調査の結果、検出された棺の９割以上が甕棺であり、文献資料から判明していた旗本寺としての性格にふさわしい調査結果が浮かび上がった。

また、赤坂に所在した曹洞宗寺院湖雲寺は、旗本服部保正が、父保次の菩提を弔うため、慶長５年（1600）四谷にあった屋敷内に建立した寺院で、17 世紀後半以降旗本家を檀家に加えていった。なかでも大名家から分家した 7,000 石の大身の旗本永井家のまとまった墓域が発掘され、被葬者が特定できる事例として貴重な情報をもたらした。

甕棺展示風景

今回の展示では、旗本の埋葬に使用された甕棺及び副葬品（東京都教育委員会所蔵）を展示し、本企画展の目玉となった。

２　関連事業の取り組み

本企画展の開催にあわせて、関連事業を展開した。以下ではそれぞれの取り組みについて報告する。

（1）関連講演会

８月25日（金）に関連講演会として、小粥祐子氏（崇城大学准教授）「旗本屋敷図を読む～旗本の出世と住み替え」、西木浩一（当館史料編さん担当）「身分制都市江戸の墓制度～旗本墓を中心に」を開催し、参加者は51名であった。

講演会で実施したアンケートでは、44名の方から回答をいただいた（回答率86%）。アンケート結果は以下のとおりである。

「今回の講演をどちらでお知りになりましたか」（複数回答）について、「知人からの紹介」15%、「当館のホームページ・当館SNS（Facebook・Instagram）」14%、「東京都公式ホームページ・SNS（X：旧Twitter）」６%、「当館内におかれていたチラシ」10%、「図書館など、当館以外の施設におかれていたチラシ」８%であった。ホームページやSNSを通じて講演会の情報を得た方が20%を超えているとともに、口コミがきっかけの場合も約15%に達していた。

講演内容については、「大変良かった」が53%、「良かった」が40%と、概ね好評を得た。具体的な感想としては、講演テーマが旗本屋敷図と旗本墓であったことについて「目新しい視点で面白いテーマでよかった」、旗本屋敷図について「暮らしの一端が見えそうで、ワクワクしました」、「身分でこんなにもお墓が違うのにびっくりしました」といった声が寄せられた。

（2）所蔵史料（アーカイブズ）を読む

当館ホームページでは、所蔵資料の解読講座「所蔵資料（アーカイブズ）を読む」を連載しており、第12回は「目付の心得書を読む」[1]として展示資料の一つである「御目付心得書（新見文書）」（請求番号：新見－２３３）を紹介した。

当館のアンケートにも「所蔵資料（アーカイブズ）を読む」の更新を期待するご意見が寄せられていることから、企画展との連携したコンテンツを配信することに、一定の効果があると思われる。

（3）動画配信

当館では、令和３年以降、企画展の紹介動画を作成しYouTube配信を行っている。本企画展の紹介動画は展示期間中の８月29日に公開した（東京都公文書館企画展「旗本のライフスタイル　～家と仕事と私」[2]）。これまでの動画は、展示風景と資料解説を主とする構成であったが、今回は東京都内の旗本関連施設でのロケを敢行したこともあり、35分間の充実した内容の動画となった。

おわりに～企画展アンケート結果から

アンケート結果から企画展の成果と課題について報告する。アンケートには開催期間を通じて、51名の方から回答を得た。回答者の居住地は、多摩地域63%、23区14%、都外23%という結果で、近隣市町村からの来館者が多かったことがうかがえる。

年齢層は20代４%、30代14%、40代４%、50代23%、60代37%、70代以上18%であった。若い世代に当館をどのようにアピールするかが課題と言えよう。

「東京都公文書館をご存じでしたか」の質問には、「以前から知っていて、利用した事がある」41%、「今回初めて知った」30%、「知っていたが利用したことはない」29%、という回答を得た。今回の企画展をきっかけに初めて来館した見学者が、全体の59%を占めている

ことから、当館を知っていただくうえでも企画展の効果があったといえる。

「この企画展を何でお知りになりましたか」（複数回答）は、「図書館など、当館以外の施設におかれていたチラシ・ポスター」30％、「当館のホームページ・SNS」25％、「当館入り口などに掲示されているポスター」12％、「知人からの紹介」9％、「東京都公式ホームページ・SNS」７％、「来館して開催を知った」４％、「その他」13％という結果となった。インターネット上の宣伝効果もさることながら、掲示ポスターや口コミによる宣伝効果の大きさも無視できない。

「企画の内容はどうでしたか」は、「大変よかった」61％、「よかった」35％、「ふつう」２％、「もう少し」２％と、おおむね好評を得た。

具体的な感想・意見としては、展示内容について「旗本と御家人の違いがよくわかった。旗本の人物像がリアルに記述、展示され参考になった」、「“旗本のくらし”でそれぞれの才能を活かした人生は印象深かった」といった感想が寄せられた。また、床面シート「大久保九郎兵衛屋敷絵図」や甕棺の展示に好意的な感想が多かった。

しかし、文書史料の展示については、もっと多くの史料を見たいという意見に加え、翻刻文や解説の充実を求める意見も多く寄せられた。文書史料の面白さを来館者にいかに伝えるかが、今後の課題といえるだろう。

本展示開催にあたり、多くの方々からご協力を賜りました。ここに機関名及び御氏名を記して感謝申し上げます。（敬称略・五十音順）
国立公文書館、国立国会図書館、千葉市美術館、東京国立博物館、東京都教育委員会、東京都埋蔵文化財センター、東京都立中央図書館、東北大学附属図書館、日本花菖蒲協会、港区教育委員会、小粥祐子、合田恵美子、清水弘、染谷美穂、滝口正哉、平田健

---

1 https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0703kaidoku_12.htm

2 https://youtu.be/24VEf7zT5tY

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【活動報告】令和５年度東京都公文書館秋企画展「東京府文書にみる多摩と東京 ―多摩地域東京府移管130年―」

東京都公文書館　史料編さん担当
佐藤　佳子

はじめに

東京都は、特別区23区と島しょ部、多摩地域の市町村で構成されている。このうち、多摩地域は、明治26年（1893）４月に神奈川県から東京都の前身である東京府に移管されたという来歴を持っている。

そこで、令和５年（2023）が多摩地域東京府移管130年の節目にあたることから、多摩地域と江戸・東京がどのような結びつきを持ち、なぜ東京府に移管されることになったのかを、主として当館が所蔵する東京府文書（重要文化財）を用いて明らかにする展示を企画した。

展示期間：令和５年10月20日～12月19日

開催場所：当館展示室・アーカイブウォール

ポスター

１　展示構成と内容

以下の５つのコーナーと、現在に至る多摩地域の沿革を案内するコーナーに分けて展示を構成した。

Ⅰ　江戸時代の多摩
Ⅱ　神奈川県下の多摩
Ⅲ　東京の水源として
Ⅳ　西南北多摩郡東京府移管　甲武鉄道の開業
Ⅴ　首都東京と多摩

以下、各コーナーの概要を紹介する。

Ⅰ　江戸時代の多摩

江戸時代の多摩地域の特徴を、天下の城下町である江戸との関係から解説し、18世紀半ばの江戸近郊を描いた「江戸傍近図」と、19世紀に描かれた地誌「武蔵名勝図会」、幕末期の地図「武蔵国全図」によって紹介した。

多摩地域は、江戸に住む人々（将軍や幕臣、大名以下の武

江戸傍近図（部分）古川古松軒
654-02-03-05（ZA-118）

士やその需要を支える町人たち）のライフラインである「上水」を供給する水源としての役割や、多摩地域で生産される様々な資源（材木・薪炭・石灰・農産物等）の供給地としての役割、江戸近郊の行楽地としての役割を果たしてきた。

一方、玉川上水をはじめとする上水路が水に乏しかった武蔵野の原野に引かれることで多くの新田村落が誕生したり、江戸を中心とする交通網の整備によって宿場町が発展するなど、江戸との関係が多摩地域に変化をもたらした。

Ⅱ　神奈川県下の多摩

明治維新を経て、近代国家として歩みはじめた日本では、地方を統治するしくみは大きく変わった。このコーナーでは、明治４年（1871）前後から東京府に移管されるまでを対象に、神奈川県下にあった多摩地域の行政区画変遷を紹介した。

明治４年、廃藩置県・府県統合を経て多摩地域はいったん東京府と入間県に分かれて所属することになった。ところが、外国人遊歩地の管理上の問題から、神奈川県が異議を申立て、多摩郡全体が神奈川県に移管された。しかし多摩の東部地域 32 か村（現中野区・杉並区）は、地理的にも経済的にも東京と関係が深いとして翌５年再度東京府へ移管された。同 11 年（1878）郡区町村編制法が施行されると、神奈川県域の多摩郡は西多摩・南多摩・北多摩の三郡に分かれ、東京府に移管された地域は東多摩郡となり、多摩は４つの郡に分かれることになった。

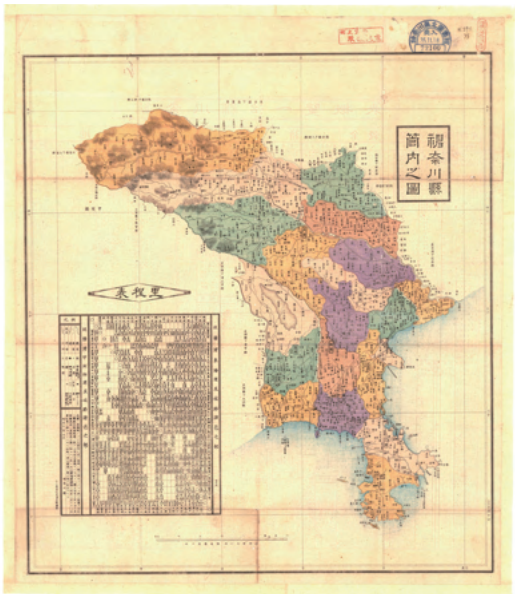

神奈川県管内之図　明治７年
神奈川県立図書館蔵

Ⅲ　東京の水源として

〔多摩川水源地略図〕　芳野 -001

首都東京における飲料水は、江戸時代以来の上水道である玉川上水や神田上水等によって供給されていた。いずれもその水源は多摩地域にあり、特に玉川上水は取水口である羽村から四谷大木戸までの内、約７割が神奈川県下にあった。

このコーナーでは、他県下にある水源を管理し、安定的に飲料水を供給するため、東京府が行った施策を紹介した。

玉川上水は、江戸幕府により厳重に管理されていたが、明治維新後は、民部省土木司を経

て、大蔵省土木寮が管理するようになった。しかし、十分な管理が行われず、水路上に船を航行させたり、汚水が流入するなど、上水の管理に種々の問題が生じた。

そこで明治４年（1871）11 月、東京府が配水管理に携わるようになり、翌５年には羽村取水堰等の水源施設も東京府に移管され、権限が強化された。上水の水質を憂慮した東京府は、５年政府に水質悪化の原因となった玉川上水の通船停止を求めて認められ。翌６年に初めて上水路沿いの多摩地域を東京府の管轄に移すことを政府に打診したが、認められなかった。さらに７年に文部省司薬場に依頼し、初めて上水の水質を科学的に調査した。また同 11 年（1878）多摩川の洪水に際して東京府は多摩川の水源調査を行い、水源地を確定した。

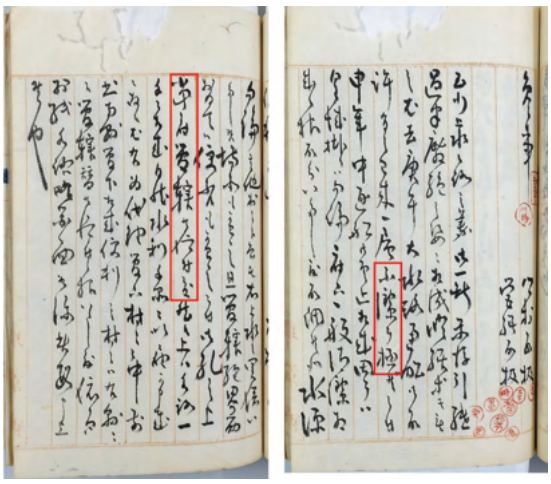

玉川上水水源地の東京府移管上申　606.D3.10

明治 19 年（1886）に発生したコレラの大流行を経験した東京府は、上水管理強化のため玉川上水の沿岸だけでなく、上流の水源地を含む西多摩・北多摩郡の東京府移管を政府に上申したが、認められなかった。

Ⅳ　西南北多摩郡東京府移管

このコーナーでは、移管決定過程や移管をめぐって揺れた多摩地域の動向等を、東京府や国の公文書等でたどった。

明治 24 年（1891）11 月、東京府の要望によって伐採が禁止されていた西多摩郡内にある玉川上水の水源涵養林が、西多摩郡民の上申を受けて伐採解除されてしまった。これをきっかけに東京府知事富田鉄之助は、水源管理を東京府に一元化するため、多摩地域の移管を目指した。

当初富田は西・北多摩二郡の移管を求めていたが、神奈川県知事内海忠勝は、県内の政治状況を踏まえ、南多摩郡も移管対象に加えることを求め、明治 25 年両知事は各々西南北多摩郡移管の上申書を政府に提出した。

第 12 代　東京府知事富田鉄之助
肖像画　肖像 -012

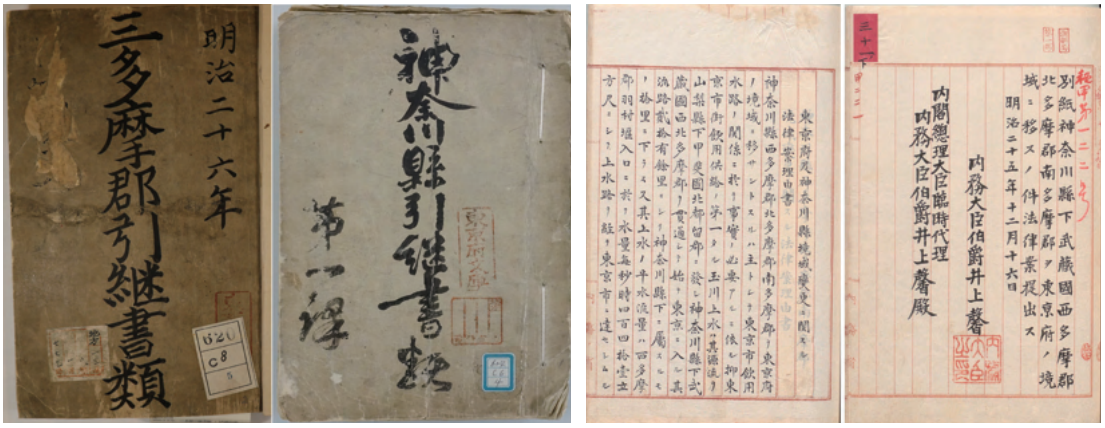

左）三多摩郡引継書類・神奈川県引継書類　620.C8.05・604.C6.04
右）神奈川県下武蔵国西多摩郡北多摩郡南多摩郡ヲ東京府ノ境域ニ移スノ件　国立公文書館蔵

第４回帝国議会に境域変更法案が提出されると、多摩地域の人々は賛成派・反対派に分かれて活発な運動を展開した。法案は 10 日間の審議の結果、賛成多数で可決され、同 26 年４月１日に西南北多摩郡は東京府に移管されることとなった。移管の是非に揺れた多摩地域では、移管後もしばらくの間混乱が続いた。

甲武鉄道の開業

東京府への移管を後押しした要因として、明治 22 年（1889）に開業した甲武鉄道（現ＪＲ中央線）を紹介した。幕末の開港以来、生糸等の交易品が多摩地域から横浜に向けて運ばれるようになり、神奈川方面とのつながりを深めたが、甲武鉄道の開通はこれに対し、東京との距離を縮め社会経済的な関係性を強める役割を果たすことになった。

Ⅴ　首都東京と多摩

このコーナーでは、多摩地域が東京府に移管されてから昭和 18 年（1943）に東京都が誕生するまでの 50 年間の多摩と東京の関係を取り上げた。この間、東京にどのような首都制度を構築するかについて様々な内容の都制案が構想された。

こうした諸案では、しばしば多摩地域を東京から分離するという考えが示された。すなわち、移管により形成された多摩地域と東京の紐帯が安定していたわけではなかったことがわかる。

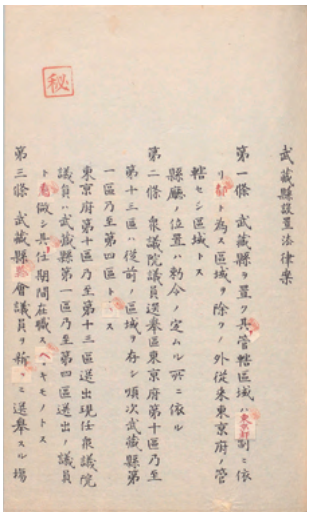
武蔵県設置法律案
国立公文書館蔵

多摩の沿革

明治 26 年（1893）多摩地域東京府移管の段階と、東京都が発足した昭和 18 年（1943）、令和５年（2023）現在の行政区画地図を並べて展示した。地図を比較対照することで、130 年の間に合併等により市町村の区画が変化していることが一目でわかる。

２　展示上の工夫

歴史資料に興味のある方々だけでなく、より多くの来場者に展示を楽しんでいただくため、以下の展示上の工夫を行った。

（1）床面シートによる地図複製展示

企画展示においては、毎回資料画像をシートに出力して床面に貼って展示している。今回の展示では、多摩地域の行政区画を取り上げたので、その変遷をたどれる地図を拡大して、展示室床面に貼付した。地図は以下の４点である。

「東京府・神奈川県　外国人遊歩規程之図」年不詳　神奈川県立図書館蔵

「神奈川県管内之図」（縮尺：約 1/60000）
明治７年（1874）９月　神奈川県立図書館蔵

「神奈川県管下之図」明治 16 年（1883）
神奈川県立図書館蔵

「東京府郡区全図」明治 29 年（1896）
請求番号：654-07-02（ZC-013）

いずれの地図も近づいて記載内容をつぶさに確認できるため、好評を得た。

東京府郡区全図　明治 29 年　654-07-02（ZC-013）

（2）行政区画変遷パズル

〈多摩の沿革〉コーナーで展示した多摩地域の行政区画変遷地図をパズル化し、アーカイブウォールを利用して、来場者がパズルを通して区画の変遷を楽しみながら実感していただけるようにした。

これは子ども向けに企画したものであったが、意外に成人の来場者にも好評であった。

多摩の変遷パズル展示

（3）「展示資料を読んでみよう！」

昨年度から、展示の際に特定の資料を選び、資料写真に解読文と現代語訳を付して「展示資料を読んでみよう！」と題した解説資料を作成・配布している。

今回は、〈Ⅳ　西南北多摩郡東京府移管〉コーナーで展示した、多摩地域移管直前の西多摩地域における移管反対派の動向を内報した公文書「神奈川県西多摩郡不穏の景況上申及通知」を取り上げ、資料を作成した。

３　展示関連企画について

企画展示開催にあたって、以下の関連企画を実施した。

（1）講演会

たましん地域文化財団の保坂一房氏を講師に迎え、当館研修室において関連講演会を開催した。

演題：「多摩東京移管 130 年の軌跡―帰属・拡大・自立―」

開催日時：令和５年 10 月 28 日（土曜日）午前 10 時 30 分－ 12 時

募集定員 60 名のところ、35 名の申し込みがあり 31 名が参加した。従前の講演会に比較すると若い年齢層が多くみられた。参加者の募集を WEB フォームで行ったことと、土曜日に開催したことが影響したものと考えられる。

（2）「超たまらん博」への出展

総務局行政部が多摩移管 130 年を記念して開催したイベント「超たまらん博」（10 月 28、29 日、立川市で開催）へ参加した。企画展示の内容をアレンジしてパネル展示を行ったほか、前掲多摩地域の行政区画変遷地図を用いたパズルを提供して、好評を博した。イベントをきっかけに来館された方もおり、広報効果が得られた。

（3）文化財ウィークへの参加

例年当館が秋季開催する企画展示は、教育庁主催の文化財ウィークに参加している。本年も企画事業として参加し、同ウィーク期間中の展示来場者は 1,000 名を超えた。

（4）ギャラリートーク

新館移転開館後、初めての試みとして展示期間中に２回、ギャラリートークを開催した。開催日は 11 月 10 日、12 月８日の２回、いずれも金曜日の 14 時から 20 分程度の予定で行った。実際の解説には 45 分程かかったので、時間については今後検討する。参加者は１回目が７名、２回目は 11 名で、この内２名は両方に参加されていた。展示室の広さからすると、10 名前後が適正な人数であると思われる。

（5）展示紹介動画の作成

展示期間に来場されなかった方々向けに、展示内容の紹介動画を作成した。投影時間は約12分、Youtubeにて公開した。（URL：https://www.youtube.com/watch?v=60jFN-KNZoM）

（6）展示広報

例年実施している都庁記者クラブへのチラシ配布やポスター・チラシの図書館等への配布、館ホームページへ掲載のほか、下記の広報活動を実施した。

・SNS（facebook、Instagram、X（旧Twitter））による発信
・地元広報紙（広報たまちいき）への掲載
・ケーブルテレビへの取材依頼

おわりに

最後に来場者アンケート結果を簡単に紹介する。

来場者は約1,700名（自動計測機による）で、年齢層は70歳代以上が35%、60代28%、50代17%、30代８%、40代20代が５%、19-13歳が２%と、60代以上が６割を占めた。また、来場者の約８割が多摩地域在住者であった。来場前に当館を利用したことがある方は51%、知っていたが利用したことがない方が27%、今回初めて当館を知った方が22%で、約半数が初めての来館者であった。展示内容については、大変よかった62%、よかった35%と97%の方が高い評価をしてくださった。自由記述では、「三多摩が神奈川県から東京へ移管された経過がわかりやすく展示されていて良かった。」「公文書館と聞いて文章が書かれたものばかりの展示かなとイメージを持っていたが、地図や絵も多くあり見やすい展示だと思った。」という趣旨の感想が寄せられ、「多摩移管についてその背景やその後の経緯も含めて展示する」「東京府文書だけでなく、地図などの資料を展示し、わかりやすく解説する」という本展示の目的を達成することができた。

これまで史料編さん担当では、多摩地域の東京府移管について、基礎的な史料集の編さんを行ってきた（史料復刻「西南北三多摩　境域変更通覧」平成５年、『東京市史稿』市街篇第85　平成６年）。こうした史料集は、専門的な調査研究に欠かせない文献として利用されているが、一般の方々が気軽に読めるものとは言い難い。今回の企画展示は、史料集の内容をわかりやすい形で提供することができた点で、普及事業としての意義を果たすことができたと言える。

今後も当館の豊富な所蔵資料について、基盤となる史料編さん事業を継続すると共に、その成果をより多くの方々に親しみやすい形で提供していきたい。

なお今回の展示にあたって、下記の方々にご協力をいただいた。ご氏名・機関名を記して厚く感謝を申し上げる。

神奈川県立図書館　独立行政法人国立公文書館　公益財団法人たましん地域文化財団
公益財団法人東日本鉄道文化財団鉄道博物館　東京都立中央図書館　保坂一房
青梅山無量寿院金剛寺　公益財団法人東京都市町村自治調査会（敬称略 順不同）

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【新収蔵資料紹介】

東京都公文書館所蔵 東龍太郎関係資料の概要

東京都公文書館　史料編さん担当
太田　亮吾

はじめに

本稿では、東京都公文書館の新収蔵資料である「東龍太郎関係資料」について取り上げる。

東龍太郎[1]（**画像１**）は、昭和34年（1959）から42年（1967）にわたり東京都知事を務め、その在任中に、昭和39年（1964）開催の第18回オリンピック競技大会を迎えている。また、これに先立つ昭和25年(1950)には国際オリンピック委員会(International Olympic Committee／ＩＯＣ）の委員に選出され、長らく日本スポーツ界を支えた。

画像１　東龍太郎肖像写真
（請求番号：東－０３４）

当館が今回新たに収蔵した上記資料群は、平成29年（2017）から令和６年（2024）にかけて、ご令孫の東乙比古氏よりご寄贈いただいた都政及びオリンピック関連の東龍太郎旧蔵資料で構成されている。これらの受入れは計３回に分けて行われ、すでに１回目の受入資料２点の整理が終わり、本稿執筆現在（令和６年１月）、残る資料について公開に向けた作業を進めているところである。

以上の資料群について、本稿では、写真資料を中心にその内容を紹介するとともに、受入れの経緯や資料群の特徴など、当館で提供する現行の目録（「情報検索システム」）では確認し難い関連情報もあわせてまとめてみたい。

１　資料受入れの経緯

当館では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会[2]の開催決定を受け、都政に関するテーマ別資料集である当館刊行物「都史資料集成Ⅱ」シリーズにおいて第18回オリンピック競技大会を取り上げる巻を早期に刊行すべく、平成26年から編さん業務を本格的に開始した。その収録資料を検討するにあたり館内外の資料探索を進めたなかで、当時の都知事すなわち東龍太郎の日記が現存することを知り、27年８月に日記の所在地で内容調査を行った[3]。その成果は、30年３月に刊行した上記資料集第７巻「オリンピックと東京」において、日記の一部翻刻とともに収録している。

本資料群の寄贈は、以上の活動を機に実現したものである。日記は、調査実施時、本資料寄贈者のご尊父であり、東龍太郎の長男にあたる東克彦氏が北海道札幌市に設けられた「東龍記念室」（**画像２**）において、写真や文書類、記念品など多くの資料とともに保管されていた。寄贈者は、それらの資料について、各資料の時期や内容に応じ東龍太郎とゆかりのある組織等でそれぞれ保存及び活用されることが望ましいとの考えをお持ちであり、上記の調査活動を通じ資料保存機関として認めていただけた当館では、そのご意向を受け、知事公務及びこれと深い結びつきを有するオリンピック関連の保管資料を寄贈いただくこととなった。

画像２
寄贈資料が保管されていた「東龍記念室」

２　資料群の構成

寄贈資料は、写真帳（写真アルバム）及び単体の写真 39 点、文書類５点、書簡６点、記名簿２点、スクラップブック１点、書籍をはじめとした印刷物４点、音楽レコード１点、徽章及び記念品等７点、合計 65 点で構成されている。その多くは、東京都知事の公務の過程で取得もしくは作成されたもの、並びにオリンピックなどスポーツ分野の職務に関連したものである。

これらのうち、量的に最多となるのが写真帳である（**画像３**）。保管されていた写真帳は、収録内容を写真帳の背などに記しているものがあり、当初より系統的に管理されていたとみられる（**画像４**）。また、寄贈を受けたもの以外にも家族写真や私的な交友関係のアルバムが数多くみられ、それらはまとまったかたちで形態別ないし年代順に整えられていた。

そのため、寄贈資料の収蔵にあたっては、資料が現地で保管されていた状態もしくは寄贈者によって整理されたものであればその並びを尊重し、原秩序に従い排列することとした。なお、以上の寄贈の受入れは、前述の通り複数回に分割して行ったが、これらをすべて一つの資料群であるとみなし、当館が提供する目録上では「東龍太郎関係資料」のシリーズ名で一括して管理している。

画像３　東龍太郎関係資料に含まれている写真帳

画像４　内容が背に記されている写真帳（一部抽出）

３　資料群としての特徴

寄贈資料はいずれも状態がよく、重大な劣化はなかった。長年にわたり良好な保存環境の下で大切に保管されてきたことがうかがえる。写真帳についても、印画紙同士の癒着などは生じておらず、すべての写真を見ることが可能である。

これらの写真帳には、東龍太郎自らが撮影したものも少なからず含まれている。それらの写真から、出張や旅行に赴く際はカメラを携え、現地の風景などをフィルムに収めていたことがわかる（**画像５**）。加えて、写真帳の大部分は本人がまとめたものとみられ、多くの写真には手書きで説明が添えられている（**画像６**）。そのため、これらの写真帳は総じて、東龍太郎の諸活動を写し撮った記録の集成であると同時に、本人の意思が反映された東自身の手による記録物として捉えることができる。

画像５　旅先でカメラを構える東龍太郎（請求番号：東－０５９）

本稿では、その写真帳に対象を絞り内容及び特徴を確認するが、あわせて注目すべき寄贈資料として、知事の動静を記録した文書をここで取り上げておきたい。表紙に「知事日程」と記された本資料では、知事在職８年間の公務内容が日付ごとに時分単位で記されており、任期別に２分冊でまとめられている（**画像７**／請求番号：東－００１、東－００２）。知事秘書もしくはこれに類する関係者がスケジュール管理のため作成したものと推測されるが、知事の動向がここまで詳細にたどれる記録は現在当館所蔵文書には含まれておらず、極めてユニークな資料であるといえる（**画像８**）。

画像６　写真に添えられた直筆の説明文（請求番号：東－０３６）

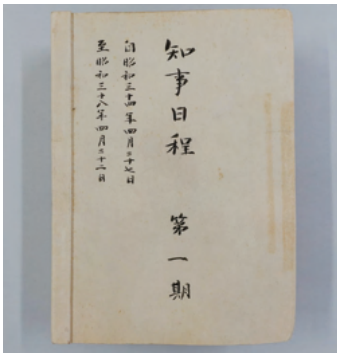

画像７　「知事日程」第１分冊の表紙（任期第１期の公務を記録）

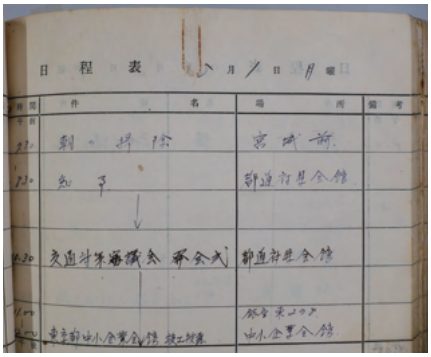

画像８　「知事日程」の記載例（昭和 35 年８月１日の動静）

４　事例でみる写真帳の特徴

ここからは、東龍太郎関係資料の大部分を占める写真帳に範囲を絞り、どのようなものが含まれているか、紙幅の許す限り具体例を紹介する。

（1）事例Ａ：知事公務記録アルバム

最初に取り上げる写真帳は、昭和 34 年から翌 35 年における知事公務等の記録写真がまとめられたものである（**画像９**／請求番号：東－０３２）。

本資料では、各写真に楷書体で撮影場面や日付が添えられている。また、写真の裏面には「東京都広報室広報部」の印が押されている。前述の通り、写真帳の多くは東が手ずからまとめたものであるとみられるが、本事例に関しては知事公務の記録として都職員が作成したものである可能性が高い。

画像９　事例Ａの写真帳表紙

収められている写真も、基本的に都知事としての公務を撮影したものであり、都営住宅をはじめとした各種施設の視察（**画像 10**）、海外使節等による表敬訪問の対応、住民と直に接する公聴関連の催しなど、日々の動静がたどれる内容となっている。あわせて、都と関係の深い団体の活動へ出向く場面も記録されている。例えば、**画像 11** は善行会が実施する皇居前広場の清掃活動[4]に参加した際の写真である。同会は当時、前任の知事である安井誠一郎が会長を務め、本写真撮影の翌年から東が会長職を引き継いでいる[5]。先に紹介した「知事日程」によると、この清掃活動は朝に行われたことが確認でき（前掲**画像８**）、知事の公務で多忙を極めているさまがうかがえる一枚であるといえる。

画像 10　都営住宅桐ヶ丘団地の視察

画像 11　善行会による皇居前広場の清掃活動

(2) 事例Ｂ：昭和 35 年アメリカ出張記録アルバム

次に取り上げる写真帳は、ニューヨーク市との姉妹都市提携のため、昭和 35 年４月から５月にかけアメリカ合衆国へ出張した際の記録写真などをまとめたものである（**画像 12** ／請求番号：東－０３４）。東京都にとってニューヨーク市は最初の姉妹都市であり、提携年が日米修好通商条約の批准書交換から百年目にあたるため、その記念とも位置付けられた。

画像 12　事例Ｂの写真帳表紙

この写真帳に収められている写真は、日米両国の報道機関や航空会社が撮影したもので構成されており、ニューヨーク市長との交流（**画像 13**）、要人との会見や現地報道機関の取材対応、国連本部の視察（**画像 14**）など、アメリカ滞在中、多岐にわたる活動を精力的にこなしているさまがうかがえる内容となっている。

画像 13　ニューヨーク市長 (右端) による
ニューヨーク市庁舎の案内

画像 14　松平康東国連大使と国連本部を視察

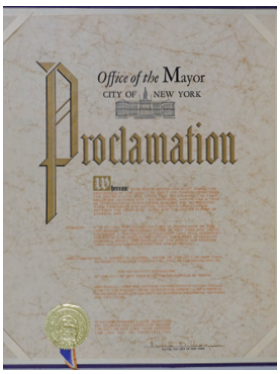

画像 15　ニューヨーク
市の宣言書

なお、ニューヨーク市との姉妹都市提携及び昭和 35 年の知事海外出張については、当館所蔵の東京都文書に関連する文書が残されている。**画像 15** は、そのうちのひとつで、提携にあたりニューヨーク市が用意した宣言書である（請求番号：６５６．０７．０１）。この宣言書には、市長のサインとともに、両都市の友交を願う旨が記されている[6]。

寄贈資料には、ほかにも海外出張の記録写真をまとめた写真帳が複数ある。これらは、いずれも東京都の都市外交に関する当館所蔵文書を補完する貴重な資料であるといえる。

（3）事例Ｃ：昭和 20 年代のオリンピック関係アルバム

続いて、知事公務以外の記録がまとめられている写真帳の事例として､昭和 20 年代のものを紹介する（**画像 16** ／請求番号:東－０３１）。この写真帳には、昭和 21 年から 26 年にかけ務めた厚生省医務局長の職務及びその一環として出席した世界保健機関（ＷＨＯ）総会関連、日本体育協会（**画像 17**）やＩＯＣをはじめとしたスポーツ分野における諸活動、昭和 28 年に退官した東京大学関係の写真などが収められており、昭和 20 年代の公的な活動を網羅した内容となっている。

これらのうちオリンピック関連の写真は、東がＩＯＣ委員に選出された昭和 25 年のものから存在する（**画像 18**）。当時、日本は国際スポーツ競技に選手を派遣することが認められておらず、早急に解決すべき課題と位置付けられていた。そうしたさなか、新たにＩＯＣ委員となった東はオリンピック復帰に向けた働きかけを積み重ねてゆく[7]。日本選手のオリンピック参加は、翌 26 年のＩＯＣ総会で承認され、27 年冬のオスロ大会から実現するが、この写真帳をめくると、以降も継続して各国の委員たちとの間におけるネットワーク形成に取り組んでいたことがわかる。**画像 19** は、その一端を垣間見ることができる事例である。総会の場で撮影された写真に被写体本人と思しき直筆のサインが記されており、顔と名前があわせて確認できるようになっている。こうした写真は、東自身が人名を補記したものも含めると複数存在し、その後の交流に活用していたであろうことが推察される。

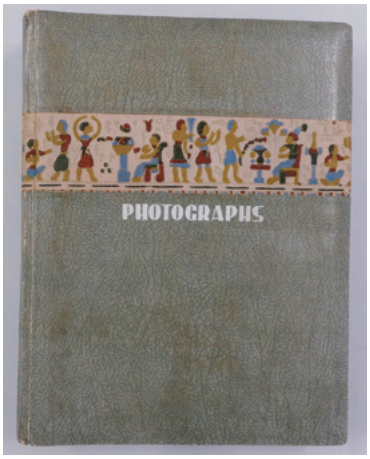

画像 16　事例Ｃの写真帳表紙

画像 17　神田駿河台時代の体協会長室で撮影

画像 18　エドストロームＩＯＣ会長（中央右）やブランデージ（中央左）らと撮影

画像 19　直筆サイン付き写真の事例（1953 年のＩＯＣ総会で撮影）

画像 20　春彦一副知事（左端）・高石真五郎ＩＯＣ委員（中央右）とＩＯＣ会長を訪問

画像 21　ＩＯＣ委員のバッジやメダル（裏面に東龍太郎の氏名が刻印されている）

また、都政との関係で特筆すべき点として、本写真帳には東京都が実施したオリンピック招致活動の最初期にあたる記録写真が含まれている。**画像 20** はその一枚であり、昭和 27 年（1952）７月にＩＯＣ会長エドストローム（Johannes Sigfrid Edström）の許を、春彦一副知事らと訪ねた際に撮影したものである。

東京都による招致活動は、同年５月に安井誠一郎知事がその旨を正式に表明し、都議会の決議を経て開始した[8]。７月には春副知事をローザンヌのＩＯＣ本部へ派遣し、東京招致の意を示した招請状を提出している。上記の写真は、その後、ストックホルムにあるエドストロームの事務所を訪問したときのものであり、春副知事が帰国後都議会で行った報告によると７月 10 日のことであったという[9]。この模様は東龍太郎の日記にも残されている[10]。日記や上記写真の説明書きによると、開催中止となった昭和 15 年（1940）のヘルシンキ大会に関する記念品をエドストロームから受け取ったとある。

当館所蔵資料において招致活動最初期の記録はほとんど残っておらず少数にとどまるため、本写真帳はその欠落を補う意味でも極めて貴重である。なお、寄贈資料にはＩＯＣ委員であることを示すバッジやメダルなども含まれており（**画像 21** ／請求番号：東－０２１～東－０２３）、本写真帳を含む複数冊で実際にバッジを装着した姿が確認できる。

（4）事例Ｄ：東京オリンピック関連アルバム

次に取り上げる写真帳もオリンピック関係のものである。第 18 回オリンピック競技大会の組織委員会が作成したとみられる写真帳及びその収納用木箱が使用されており（**画像 22** ／請求番号：東－０４９）、ＩＯＣ関連も含めた東京大会に関わる昭和 39 年の諸活動がまとめられている（**画像 23**）。

画像 22　事例Ｄの写真帳とその収納箱（箱のふた及び写真帳の扉に東京大会のマークが印刷）

画像 23　ＩＯＣ関連のレセプションとみられる記念写真

画像 24 は、開会式の前日に行った聖火の集火式を撮影したものである。このときの聖火リレーは、ギリシャのオリンピアからアジア地域の諸都市と沖縄を経由したのち、４コースに分かれて全国をまわった。それらの終点とされたのが当時丸の内にあった都庁であり、ここから皇居前広場へ移動して４つの聖火をまとめる式典が行われた[11]。写真では、リレーのランナーから東らに聖火の受け渡しを行っているさまが撮影されている。

続く画像は、10 月 12 日に上野精養軒で開催したとみられる祝宴を撮影した写真である。**画像 25** は、オリンピック関連の都政幹部らとの記念写真である。左端に見えるのは、都庁に設けられたオリンピック準備局の関晴香局長、右端はその前任にあたる御子柴博見副知事である。東の右隣に立つ糟谷磯平議員は、都議会議員で構成するオリンピック東京大会準備協議会の実行委員会副委員長をこのとき務めていた。

画像 26 も、上記の祝宴で撮影されたものであり、東の脇に鈴木俊一副知事が並んでいる。そのさらに右隣には、織田幹雄や前畑秀子といった元オリンピック出場選手の姿も確認できる。これらの写真には、祝宴の名称が「オリンピアンの会」であったと添えられており、大会競技にゆかりのある関係者を招いた催しであったことがうかがえる。

画像 27 は、大会終了後、ＩＯＣ会長であったアベリー・ブランデージ（Avery Brundage）が離日する際に羽田空港で撮影された写真である。本写真帳に記された説明書きによると、出国の前々日には東京会館で歓送会が行われたとあり、それらの写真とあわせてまとめられている。東とブランデージは長年にわたり交友を深めた仲として知られており、両名の親密さがうかがえる一枚ともなっている。

画像 24　オリンピック東京大会聖火集火式（昭和 39 年 10 月 9 日）

画像 25　祝宴「オリンピアンの会」で大会関係の都政幹部らと撮影

画像 26　祝宴で元オリンピック選手らと撮影

画像 27　出国をひかえたブランデージと羽田空港で歓談

画像28　海外出張に先立ち羽田空港で鈴木俊一副知事と歓談（昭和41年4月20日）

画像29　ニューヨーク市長らと吉田茂邸を訪問（昭和38年6月16日）

おわりに

ここまでに取り上げた写真帳は全体のごくわずかにとどまり、都政関係に限ってみても、なお貴重な写真が多く残されている。これらからは、公文書だけでは十分にうかがい知れない関係者同士の機微や交流の数々を読み取ることができる（**画像28**／請求番号：東－０５１、**画像29**／請求番号：東－０４１）。

本稿では、東龍太郎関係資料のうち写真帳を中心に紹介してきた。このほかにも、都政史研究の基礎資料となりうる「知事日程」をはじめとした知事の公務に関わる諸記録や、スポーツ史を語るうえでも欠かせないオリンピック関連の資料などが含まれており、全体として幅広い内容を持つ多彩な資料群となっている。

本稿執筆現在、当館の個人アーカイブにおいて東京都知事の旧蔵資料は本例のみであり、この意味でも希少性の高い資料群であるといえる。とりわけ写真帳は、知事としての公務の軌跡がたどれる歴史資料であることはもちろん、そのまま見て楽しむことのできるものでもある。これらの公開に向け目下作業を進めているところであるが、利用にあたり本稿がその一助となれば幸いである。

1　東龍太郎の経歴に関しては、鈴木俊一ほか編『唯従自然――東龍太郎紙碑』（東照子、昭和60年）収録の略年譜があるほか、『昭和58年6月13日　東京都　日本赤十字社　日本体育協会　合同葬儀記録』（東京都総務局、昭和58年）（当館では、資料名「栄典関係事務提要（地方自治功労）」（請求番号：企画Ｅ３）で所蔵）に詳細が記載されている。

2　「用語・略語に関する特記事項」『第32回オリンピック競技大会（2020／東京）東京2020パラリンピック競技大会　東京都報告書』（東京都オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課、令和４年）、６頁

3　このとき行った日記等の現地調査は、佐藤佳子（史料編さん担当係長）、太田亮吾（公文書館専門員）、長谷川怜（公文書館専門員）の３名で実施した（カッコ内の各表記は調査当時のもの）。

4　『都政アルバム』No.8（東京都広報室、昭和36年）、33頁

5　「一般社団法人　日本善行会｜本会概要」（https://zenkoukai.or.jp/outline.htm）（最終確認：令和６年１月５日）

6　東京都文書「ニューヨーク東京都市提携関係文書について」（請求番号：ヱ４１０．０１．０２）。東京都公文書館Facebook「姉妹友好都市のはじまり」（平成27年２月27日掲載）（https://www.facebook.com/tokyo.archives/photos/a.727387070629495/928625013839032/）（最終確認：令和６年１月５日）も参照

7　東龍太郎『独善独語』（金剛出版、昭和53年）、181-185頁

8　東京都文書「第17回オリンピック大会招致事務について」（請求番号：Ｍ０４．０４．０７）（『都史資料集成Ⅱ』第７巻、東京都（東京都公文書館）、平成30年、52頁）

9　『春さんを偲ぶ』（「春さんを偲ぶ」刊行会、昭和41年）、88頁

10　東龍太郎日記「好日好時」昭和27年7月10日の記述（前掲『都史資料集成Ⅱ』第７巻、696頁）

11　『第18回オリンピック競技大会東京都報告書』（東京都、昭和40年）、231頁

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

東京都公文書館
調査研究年報 <WEB 版 >
第 10 号

発　　行　　2024 年（令和６年）３月 28 日
編集発行　　東京都公文書館
　　〒 185-0024
　　東京都国分寺市泉町二丁目２番 21 号
　　℡　042-313-8450
印　　刷　　第七広告株式会社
　　令和５年度登録第４号

Tokyo Metropolitan Archives
Annual Report of Research <Web>

Volume 10

Table of Contents

Study on Formation Process of “Documents of the Eruption Disaster on Miyake Island in 1874”
TAKAGI Kenichi ・・・